

# 農業集落排水施設 統合マニュアル



持続可能な生活排水対策を推進する  
公式キャラクター

令和5年3月 一部改訂

長野県 環境部 生活排水課



# はじめに

本県では、昭和 56 年から農業用用排水の水質保全、農業用用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農村集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する農業集落排水施設の整備が始まりました。

そして、住民の環境保全や生活環境の改善に対する関心が急速に高まる中、下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の各事業の特性を活かした効率的な生活排水施設の整備が進められた結果、生活排水施設の整備は全国トップクラスの水準となりました。特に、農業集落排水施設は、農業地域における水環境の改善や生活環境の向上に多大な貢献をしてきました。

しかし、その後の人口減少など、生活排水処理を取り巻く諸情勢は大きく変化し、生活排水処理施設の整備における一層の効率化が求められているなど、様々な課題が浮かび上がりました。そこで、これらの課題に対応するため、平成 22 年度に新たな都道府県構想である「水循環・資源循環のみち 2010」構想を策定しました。

また、この構想策定に際し、地域の特性や創意工夫を活かした効率的な整備が図られるよう、「農集排施設の後利用プロジェクト」により、農業集落排水施設を統合する場合の事務手続きや、施設の後利用方法等を実際の事例を検討し、「農業集落排水施設統合マニュアル」を作成しました。

こうした中、令和 4 年度には「水循環・資源循環のみち 2015」構想を見直した「長野県生活排水処理構想（2022 改定版）」を策定し、これから取組として農業集落排水処理区の統廃合をさらに進め、生活排水処理施設の効率化を図ることを掲げています。また、平成 28 年には農林水産省が「長期利用財産処分報告書の記載事例」や「農業集落排水施設の再編計画作成の手引き（案）」を作成しており、農業集落排水施設の統廃合をより着実に進めていくことが求められています。

これらの状況等を踏まえ、平成 22 年度に作成し、平成 30 年度に一部改訂した「農業集落排水施設統合マニュアル」を一部改訂しましたので、事務手続きを円滑に行う手引きとして役立てていただければ幸いです。

令和 5 年 3 月

# 目 次

## 第1章 農業集落排水施設の接続について

1－1 農業集落排水施設の接続における基本条件の整理フロー··· ··· ··· ··· ··· ···	1
1－2 農業集落排水施設間の接続【ケース1】··· ··· ··· ··· ··· ··· ···	2
1－3 農業集落排水施設を下水道に接続【ケース2】··· ··· ··· ··· ··· ···	5

## 第2章 財産の処分について

2－1 財産処分とは··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ···	8
2－2 財産処分制限の目的··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ···	8
2－3 財産処分制限の対象財産··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ···	9
2－4 財産処分の根拠法令等··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ···	9
2－5 財産処分の特例··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ···	12

## 第3章 財産の処分等の承認基準について

3－1 財産の処分等の承認基準··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ···	13
3－2 承認基準第10条基準（財産処分に係る承認申請等）··· ··· ··· ···	13
3－3 承認基準第11条基準（地方公共団体が所有する長期利用財産に係る承認申請等）···	13
3－4 承認基準における用語の定義··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ···	14

## 第4章 財産処分の手続きについて

4－1 承認基準第10条による場合	17
4－2 承認基準第11条（報告）による場合	21
4－3 承認基準第11条（申請）による場合	27
4－4 その他参考資料	31

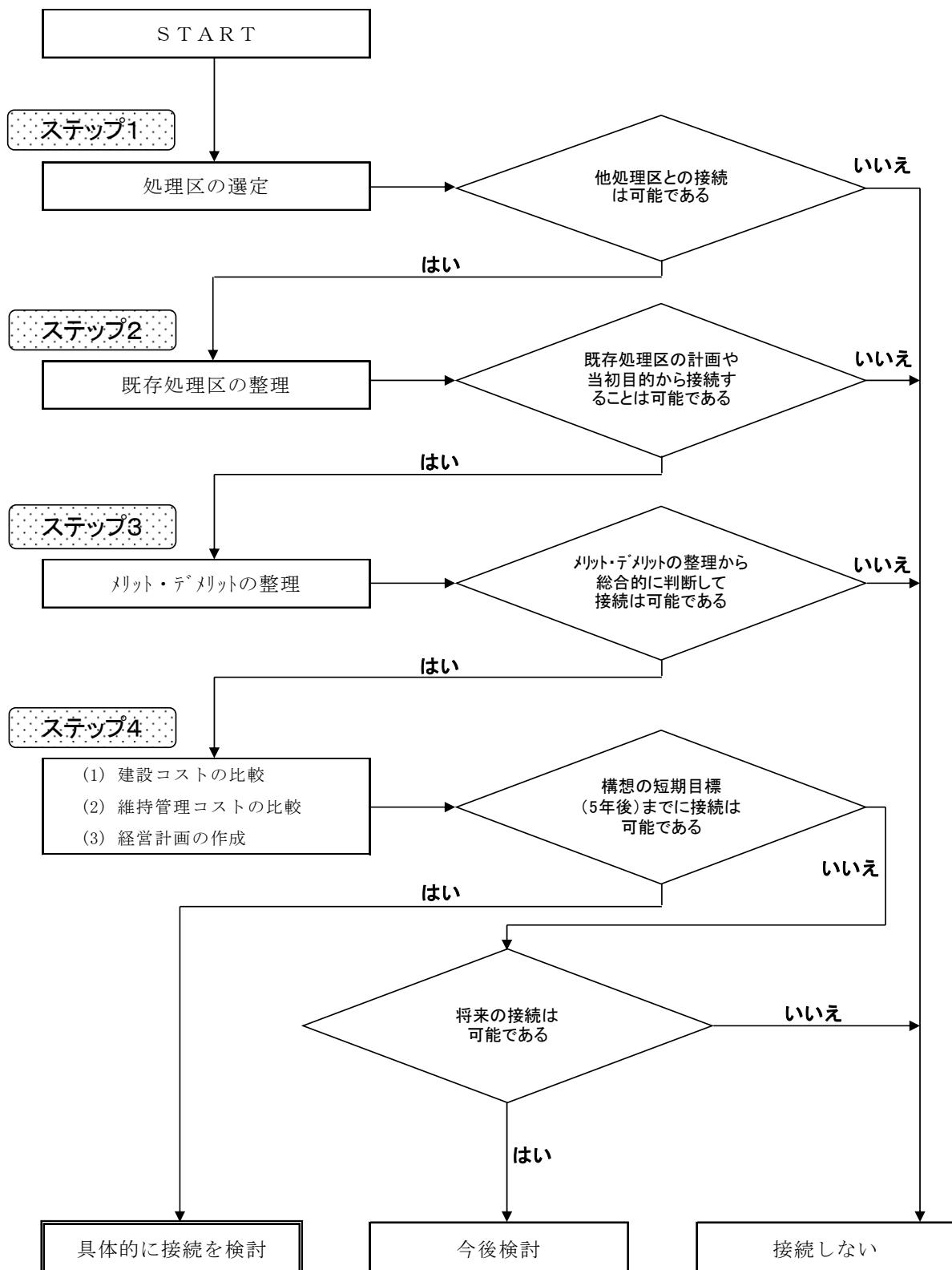
## 第5章 財産処分した農業集落排水施設の利用計画について

5－1 施設利用の具体的な事例	40
5－2 利用計画平面図（事例）	41
添付－1 【財産の処分等の承認基準通知（農林水産省）】	47
添付－2 【財政融資資金地方資金に係る取得財産等の処分行為報告書】	97
添付－3 【土地改良事業等との調整調書】	99
添付－4 【農業集落排水施設再編計画作成の手引き（案）】	101

# 第1章 農業集落排水施設の接続について

## 1－1 農業集落排水施設の接続における基本条件の整理フロー

### ■ 農業集落排水施設の接続における基本的条件の整理フロー



## 1－2 農業集落排水施設間の接続

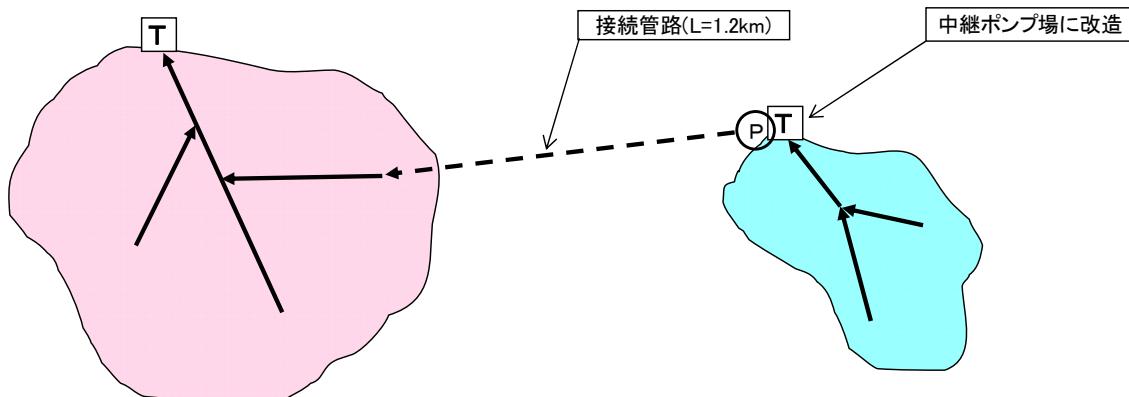
【ケース1】

### ■概要図－1

**農業集落排水 B地区**      **農業集落排水 A地区**

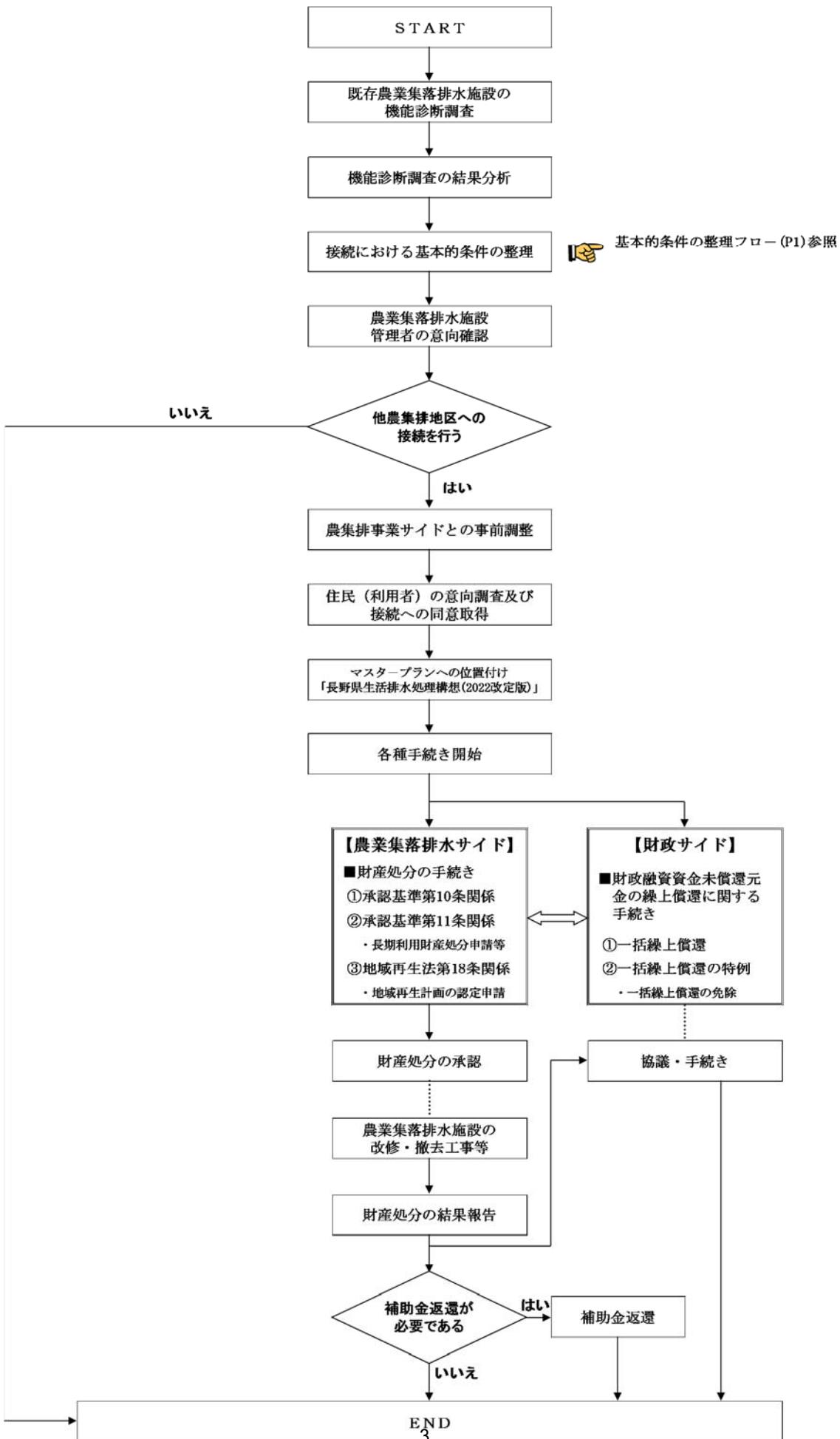
計画人口 : 2,500人  
処理方式 : JARUS-0D型  
供用開始 : 平成7年  
経過年数 : 19年経過

計画人口 : 600人  
処理方式 : JARUS-III型  
供用開始 : 平成元年  
経過年数 : 26年経過



接続の事例	補助事業制度等
<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化したA地区の農業集落排水施設を廃止（中継ポンプ場に改造）し、隣接するB地区の農業集落排水施設へ接続するものです。</li> <li>具体的には、『A処理施設を圧送ポンプ場に改造（目的外使用）するとともに、B地区の幹線管路まで接続管を布設』し、B処理施設でA処理区の汚水も処理を行うものです。</li> </ul>	<p>①接続管路と中継ポンプ場への改造工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業集落排水のA地区と隣接しているB地区を接続する場合には、一定の条件を満足すれば「農山漁村地域整備交付金」（機能強化対策）や「農村整備事業」（農業集落排水施設整備事業）での事業実施が可能です。</li> </ul> <p>②A地区処理場の取り壊し工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A地区処理場を取り壊す場合の費用についても、一定の条件を満足すれば補助対象として事業実施が可能です。</li> </ul>

## ■農業集落排水施設間の接続における実施フロー

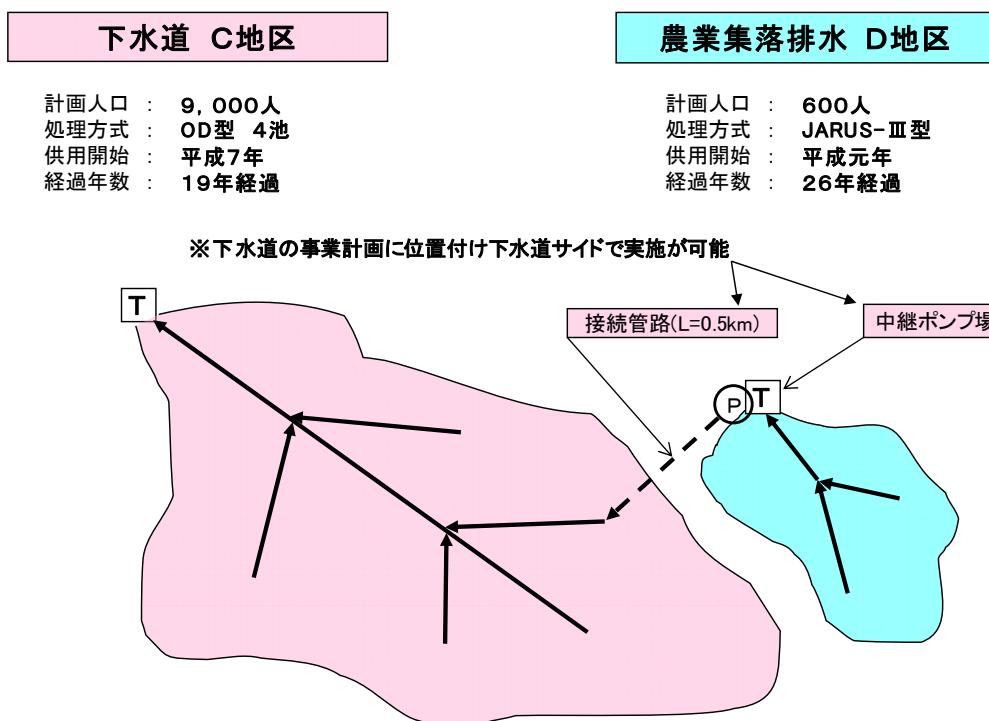


## ■農業集落排水施設間の接続における手続き等

手続き関係	留意事項等
<p><b>①【農業集落排水サイド】</b></p> <p>■A地区処理場の財産処分に当たり、農林水産省関東農政局長の承認が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>『補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準』に基づく所定の手続きを行い、承認を得なければなりません。</li> </ul> <p> 第2章(P8)参照</p> <p><b>②【財政サイド】</b></p> <p>■財政融資資金未償還元金繰上償還に関する関東財務局長野財務事務所との事前協議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>財政融資資金未償還元金がある場合には、繰上償還についての事前協議が必要です。</li> </ul> <p>◎補助金返還を伴うもの » 原則、一括繰上償還</p> <p>◎「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第22条の規定による承認を報告により承認されたものとみなされたもの » 処分行為報告書提出</p> <p> 添付-2 (P98)参照</p>	<p>①計画の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A地区の接続ありきでは不可</li> <li>現在、処理施設の老朽化により何らかの不具合が生じていることと、適正な維持管理が行われていることが大前提となります。</li> </ul> <p>②計画の経済性・事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>接続に要する事業費がA地区的更新費用を下回ること。 つまり、『A地区処理施設更新費+維持管理費&gt;中継ポンプ場改造費+接続管路敷設費+維持管理費』となります。</li> </ul> <p>③計画の具体的検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A地区をB地区に接続するに当たり、B地区処理施設にA地区分の汚水を受け入れられる余裕があること。 この場合、単純にB処理施設に余裕があるということでは当初計画が過大なものとなってしまうため、供用開始後の社会情勢の変化等により、管路・処理施設に余裕が生じた経緯を整理する必要があります。 また、A地区の接続により汚水を引き受けとなるB地区的住民同意が得られるかについても調整する必要があります。</li> </ul>

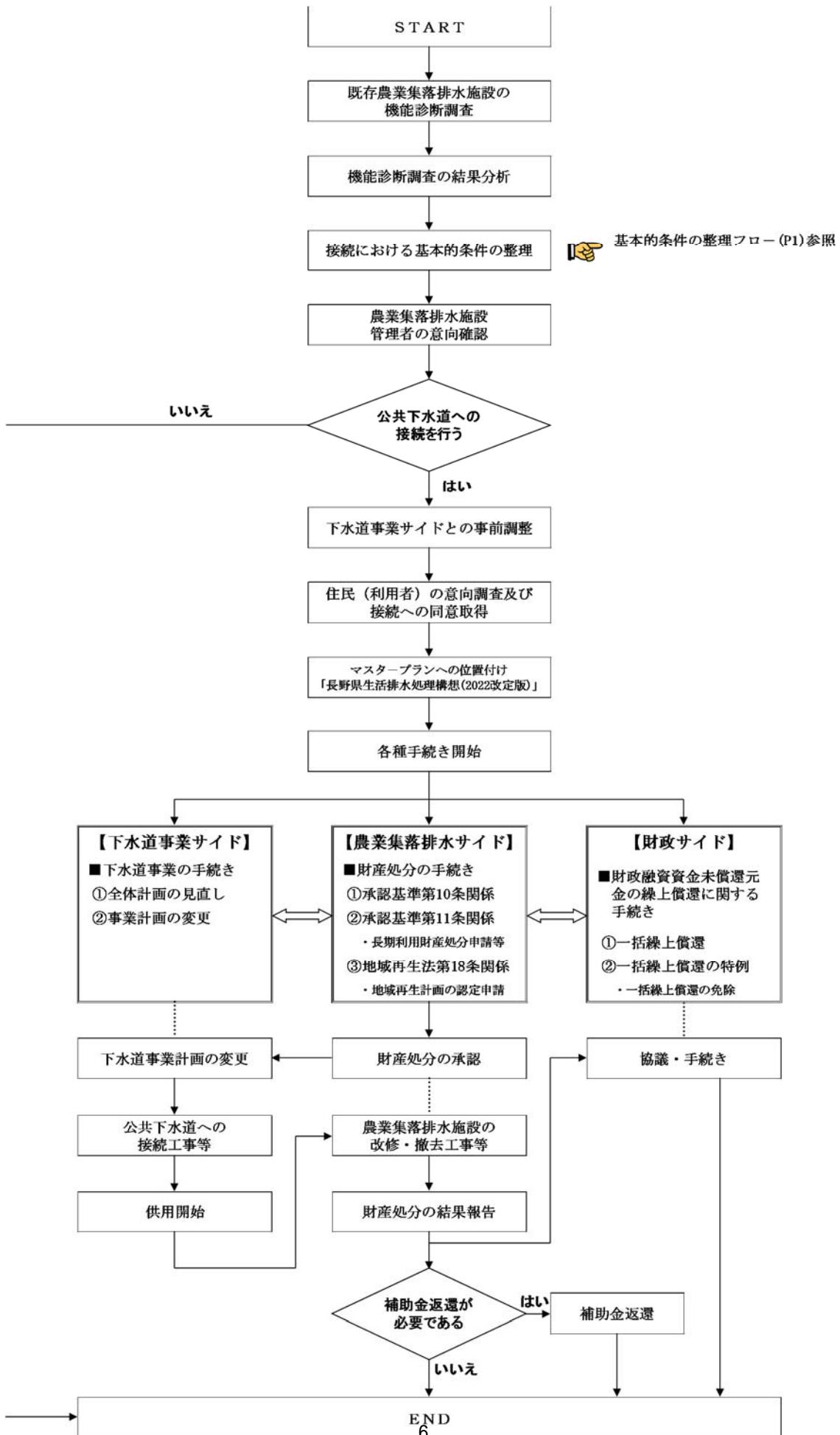
## 1－3 農業集落排水施設を下水道に接続 【ケース2】

### ■概要図－2



接続の事例	補助事業制度等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老朽化したD地区の農業集落排水施設を廃止（中継ポンプ場に改造）し、隣接するC地区の公共下水道へ接続するものです。</li> <li>・ 具体的には、『D処理施設を圧送ポンプ場に改造（目的外使用）するとともに、C地区の幹線管路まで接続管を布設』し、C処理施設でD処理区の汚水も処理を行うものです。</li> </ul>	<p>①接続管路と中継ポンプ場への改造工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業集落排水のD地区と隣接している公共下水道C地区を接続する場合には、農業集落排水D地区の処理区域を下水道法第4条の規定に基づき、C地区における下水道事業計画に位置付ければ、接続管路及び中継ポンプ場への改造工事が下水道事業サイドで実施することが可能となります。</li> </ul>

## ■農業集落排水施設の下水道への接続における実施フロー



## ■農業集落排水施設の下水道への接続における手続き等

手続き関係	留意事項等
<p><b>①【農業集落排水サイド】</b></p> <p>■D地区処理場の財産処分に当たり、農林水産省関東農政局長の承認が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>『補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準』に基づく所定の手続きを行い、承認を得なければなりません。</li> </ul> <p> 第2章(P8)参照</p>	<p>①計画の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>D地区の接続ありきでは不可</li> <li>現在、処理施設の老朽化により何らかの不具合が生じていることと、適正な維持管理が行われていることが大前提となります。</li> </ul> <p>②計画の経済性・事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>接続に要する事業費がD地区の更新費用を下回ること。 つまり、『D地区処理施設更新費+維持管理費&gt;中継ポンプ場改造費+接続管路敷設費+維持管理費』となります。</li> </ul>
<p><b>②【下水道事業サイド】</b></p> <p>■C地区の下水道事業計画の変更が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業集落排水D地区を公共下水道C地区へ接続するためには、D地区的処理区域を下水道法第4条の規定による事業計画の変更をする必要があり、以下の手続きが必要となります。</li> </ul> <p>◎下水道全体計画の見直し ・D地区的処理区域追加</p> <p>◎下水道事業計画の変更 ・事業計画面積の拡大等</p> <p>◎下水道事業再評価</p>	<p>③計画の具体的検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>D地区をC地区に接続するに当たり、C地区処理施設にD地区分の汚水を受け入れられる余裕があること。 この場合、単純にC処理施設に余裕があるということでは当初計画が過大なものとなってしまうため、供用開始後の社会情勢の変化等により、管路・処理施設に余裕が生じた経緯を整理する必要があります。</li> <li>また、D地区の接続により汚水を引き受けこととなるC地区の住民同意が得られるかについても調整する必要があります。</li> <li>コンポスト施設等で汚泥を堆肥化するなど有効に利活用している場合は、それを十分に考慮するとともに、コンポスト施設等の稼動にも影響を及ぼす恐れがあることから、この点についても考慮する必要があります。</li> </ul>
<p><b>③【財政サイド】</b></p> <p>■財政融資資金未償還元金繰上償還に関する関東財務局長野財務事務所との事前協議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>財政融資資金未償還元金がある場合には、繰上償還についての事前協議が必要です。</li> </ul> <p>◎補助金返還を伴うもの » 原則、一括繰上償還</p> <p>◎「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第22条の規定による承認を報告により承認されたものとみなされたもの » 処分行為報告書提出</p> <p> 添付-2 (P98)参照</p>	

## 第2章 財産の処分について

### 2-1 財産処分とは

農業集落排水事業の実施に当たり、市町村は国や県からの補助金を受けて事業を実施した場合、処理施設、処理場用地、管路施設及び中継ポンプ施設等を補助対象財産として取得することとなります。

この場合、市町村へは補助金の交付を受ける際に交付条件が付されており、農業集落排水事業により取得した補助対象財産については、農業集落排水事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図ることが義務付けられています。

補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条による）こととなっており、承認がされないまま、補助対象財産を当該期間内に補助目的以外に処分（使用、譲渡、交換、貸付、担保）されないよう、制限が設けられているところです。

このことを「財産処分制限」と通称しており、補助対象財産を補助金の交付の目的に反して処分（使用、譲渡、交換、貸付、担保）する行為を「財産処分」といいます。

### 2-2 財産処分制限の目的

国では、補助金等に係る予算の執行の適正化を図り、補助目的の円滑な達成を確保するためには、農業集落排水事業が交付決定内容どおり完了し、精算手続きを経て補助金交付事務が終結することとなつても、それによって補助目的が完全に達成されたものとみることは必ずしもできないとされています。

また、農業集落排水事業完了後においても引き続き補助対象財産が当初の目的どおり使用されなければ、補助金等交付の目的は完全に達成しえないものとされています。

このような趣旨から、農業集落排水事業完了後の条件として、補助対象財産については農業集落排水事業完了後も善良なる管理者の注意をもって、その効率的な使用を図るべきことを県や市町村に対して義務付けているところです。

## 2－3 財産処分制限の対象財産

農業集落排水事業により取得をした財産は、原則すべて対象となり得ます。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則に掲げる「処分制限期間（年）」により、「財産管理台帳」に記載された年数を経過した財産については、対象外となります。

このため、市町村が農業集落排水事業により取得した財産（原則すべて）を補助目的以外に処分（使用、譲与、交換、貸付、担保）する場合には、必ず事前に国、県と協議を行い、所定の手続きにより承認を受けなければなりません。

## 2－4 財産処分の根拠法令等

財産の処分についての県（補助事業者）、市町村（間接補助事業者）の根拠法令等については、以下によるものが考えられます。

県（補助事業者）	市町村（間接補助事業者）
<ul style="list-style-type: none"><li>・交付決定時の条件</li><li>・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・交付決定時の条件</li><li>・県の補助金等交付規則19条及び土地改良事業等補助金交付要綱第9条</li></ul>

## < 参 考 >

### (根拠法令等)

#### 1 (国) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

##### (補助金等の交付の条件)

第7条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) ~ (5) 略

- 2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。
- 3 前二項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。

4 略

##### (財産の処分の制限)

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を各省各庁の長の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

#### 2 (国) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令

##### (処分を制限する財産)

第13条 法第22条に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

- (1) 不動産
- (2) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
- (3) 前2号に掲げるものの従物
- (4) 機械及び重要な器具で各省各庁の長の定めるもの
- (5) その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するために特に認めるもの

(財産の処分の制限を適用しない場合)

第14条 法第22条ただし書きに規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 略

(2) 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合

### 3 (国) 農林畜水産業関係補助金等交付規則第5条

令第十四条第一項第二号に規定する期間は、別表※に掲げるとおりとする。(※別表 略)

### 4 (国) 農山漁村地域整備交付金交付要綱第21条

- 1 取得財産等のうち施行令第13条第4号の農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第5条に規定する期間(以下「処分制限期間」という。)とする。
- 3 略

### 5 (県) 補助金等交付規則

(財産の処分制限)

第19条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次の各号の一に該当するものを、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、承認申請書を知事等に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で知事等が指定するもの
- (3) その他補助金等の交付を達成するため特に必要があると認め、知事等が指示する財産
- 2 前項の規定は、次の各号の一に該当するときは適用しない。
  - (1) 補助事業者等が第5条第2項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を県に納付したとき。
  - (2) 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して定めた期間を経過したとき。
- 3 第6条の規定は、第1項の承認をした場合に準用する。

## 6 (県) 土地改良事業等補助金交付要綱

(財産処分の制限等)

第 16 規則第 19 条第 1 項の承認申請書は、土地改良事業等財産処分承認申請書（様式第 18 号）とする。

2 規則第 19 条第 1 項第 2 号の規定により知事が指定する財産は、1 件の取得価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

3 規則第 19 条第 2 項第 2 号の規定により知事が定める期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）に定める期間（同省令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

## 2-5 財産処分の特例

現行制度での特例については、以下のとおりです。

### 1 地域再生法第 18 条による農林水産省財産処分承認手続きの特例制度

地域再生計画を内閣府に対して申請し、内閣府の承認を受け、その旨が公示されれば地域再生計画の認定となるため、公示をもって補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条の承認があったものとして特例措置として取り扱われます。

ただし、農林水産大臣の承認を受けたものとみなされた財産の処分についてのみ、承認基準に定める手続きを要しないものとなります。

「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」  
(平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知) 第 15 条第 8 項

※内閣府のホームページ参照 <https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/sinsei.html>

#### ○ 地域再生計画の認定申請について

地域再生法に基づく認定申請（マニュアル最新版）

- ・地域再生計画認定申請マニュアル（総論） [令和 4 年 7 月一部改訂]
- ・地域再生計画認定申請マニュアル（各論） [令和 4 年 7 月一部改訂]

## 第3章 財産の処分等の承認基準について

### 3－1 財産の処分等の承認基準

農業集落排水施設に係る財産の処分等の承認基準については、「補助金等適正化中央連絡会議の決定事項の通知について」（平成20年4月17日付け20 経第112号大臣官房長通知）の趣旨に従い、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づく農林水産大臣の承認に関し、手続等のより一層の弾力化及び明確化を図るため、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20 経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき適正に処理することが定められています。

### 3－2 承認基準第10条基準（財産処分に係る承認申請等）

間接補助対象財産（農業集落排水施設）の所有者（市町村）が、処分制限期間内に財産処分をしようとするときは、補助事業者（県）へ財産処分の承認を申請（別紙様式第8号（P82参照））し、補助事業者（県）はその旨を農林水産大臣（関東農政局長あて）に申請（別紙様式第15号（P94参照））して、その承認を受けることとなります。

### 3－3 承認基準第11条基準

#### （地方公共団体が所有する長期利用財産に係る承認申請等）

間接補助対象財産（農業集落排水施設）の所有者が地方公共団体である場合において、地域活性化等を図るため、長期利用財産を処分しようとするときは、第10条の規定にかかわらず、間接補助事業者（市町村）は補助事業者（県）へ長期利用財産処分報告書（別紙様式第9号（P83参照））を、補助事業者（県）はその旨の報告（別紙様式第16号（P95参照））を農林水産大臣（関東農政局長あて）に提出することができます。

この場合においては、関東農政局長による報告書の受理をもって、農林水産大臣の承認があつたものとみなされます。

また、次の各号に該当するときは、上記にかかわらず、間接補助事業者（市町村）は、補助事業者

(県) ～長期利用財産の処分の承認を申請（別紙様式第10号（P85参照））し、補助事業者（県）はその旨を農林水産大臣（関東農政局長あて）に申請（別紙様式第15号（P94参照））して、その承認を受けることとなります。

（1）財産処分が有償の譲渡又は貸付けである場合

（2）当該財産処分により、（1）に掲げる場合以外の収益が見込まれる場合

さらに、市町村合併により、合併後の新市町村において類似施設が複数あることを理由として、補助目的に従った利用により10年を経過していない補助対象財産を処分しようとするときは、間接補助事業者等（市町村）は、上記にかかわらず、別途手続きによることができます。

※(P61)別表2（第4条及び第11条関係）参照

### 3－4 承認基準における用語の定義

#### （1）補助対象財産

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条各号に定めるものをいいます。

#### （2）処分制限期間

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条で定める処分の制限を受ける期間又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間をいいます。

なお、長野県における処分制限期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定められている耐用年数に相当する期間としています。

#### （3）財産処分

補助対象財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいいます。

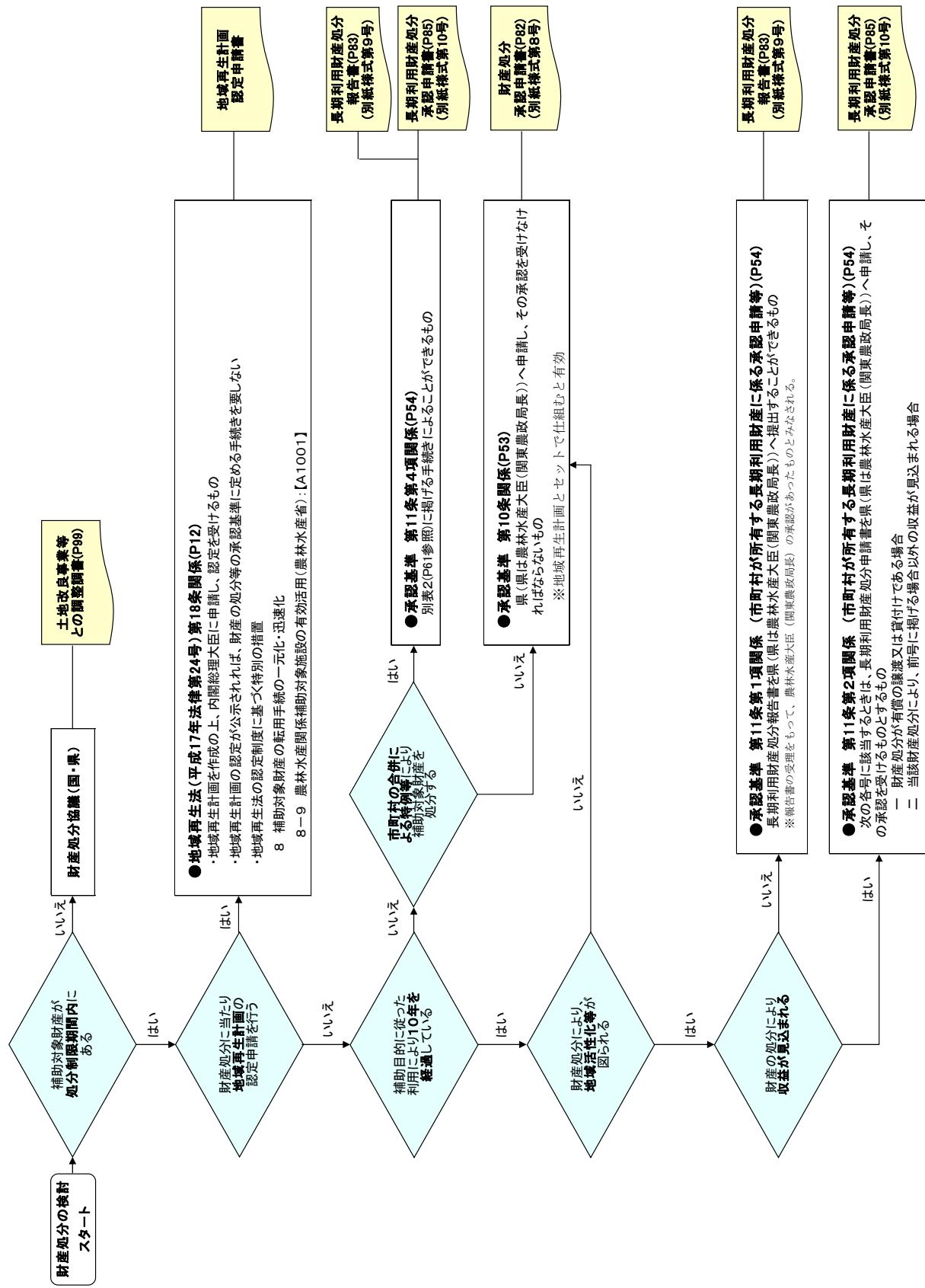
#### **(4) 地域活性化等**

近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化への対応、また既存ストックを効率的に活用した地域活性化をいいます。

#### **(5) 長期利用財産**

補助対象財産のうち、補助目的に従った利用により 10 年を経過したものといいます。

## 農業集落排水施設の財産処分方法検討フロー チャート

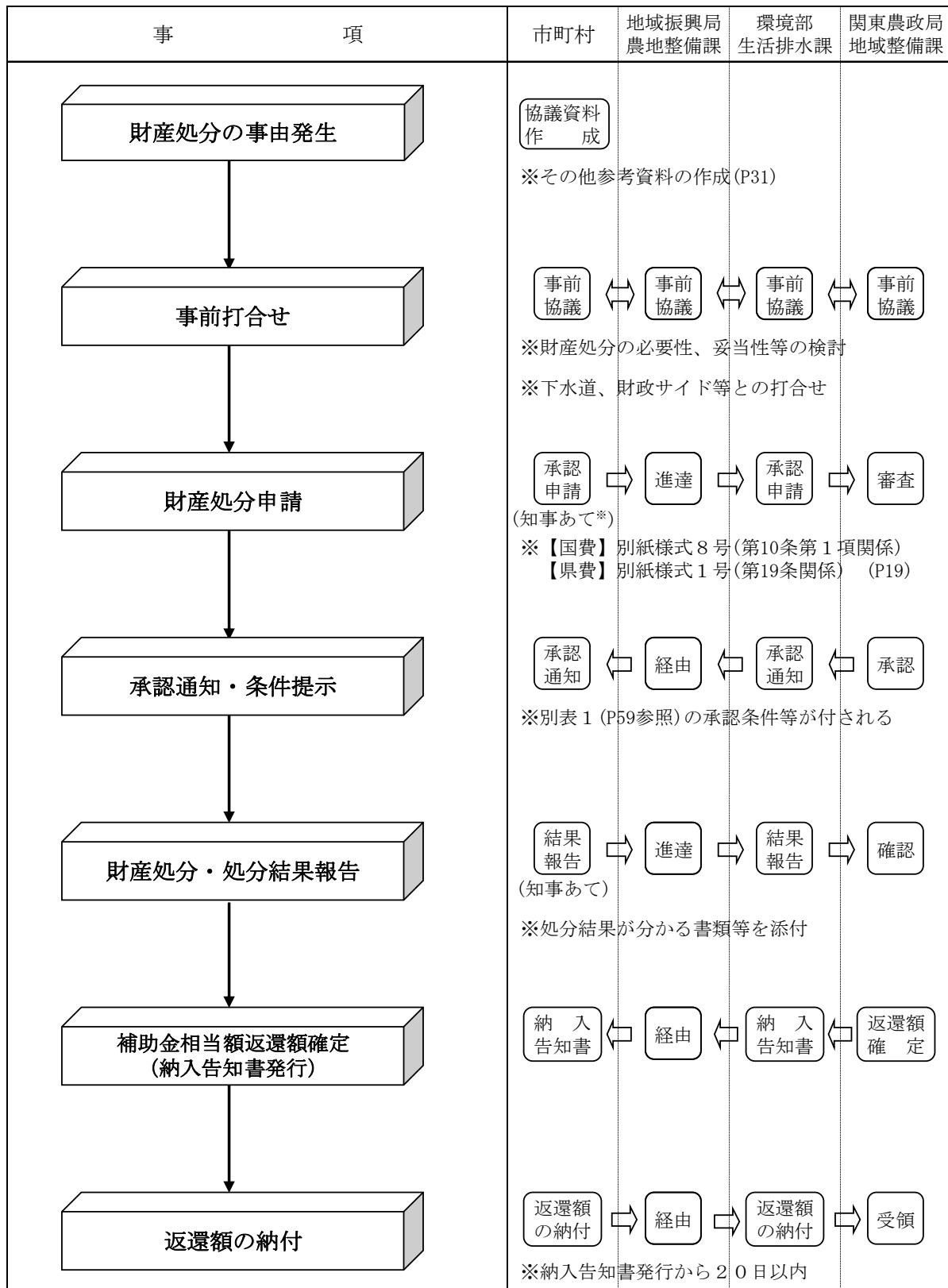


## 第4章 財産処分の手続きについて

### 4-1 承認基準第10条による場合

対象財産の処分については、必ず事前承認を要することから、処分事由が生じた時点で処分内容等を把握した上で、地域振興局及び生活排水課との打合せを行ってください。

承認申請後、関東農政局長が当該処分が合理的かつやむを得ないと判断された場合において、必要に応じた条件（補助目的継承、補助金相当額の返還、処分結果報告）を付して承認されることとなります。



1 承認基準第10条による場合の財産処分工程表

注)本工程表は、事例に基づく標準的な工程を示したものである。

項目	前 年 度				財産処分 当該年度				翌 年 度														
	前期	中期	後期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	前期	中期	後期	前期	中期	後期		
(1) 財産処分の事由発生～説明資料作成																							
(2) 事前打合せ及び協議 (関係機関等)																							
(3) (起債繰上償還)																							
(4) 財産処分申請～承認																							
(5) 都市計画の変更 (都市計画・都市計画事業)																							
(6) 下水道事業計画の変更 (全体計画・計画変更等)																							
(7) 下水道への接続工事																							
(8) 既設農業集落排水施設 改修工事																							
(9) 財産処分・処分結果報告																							
(10) 補助金相当額返還額の 確定及び納付																							
(11) 起債繰上償還																							

(5)(6)の変更完了日  
以前に受理されて  
いること

この期間は農林水産省補助  
の財産として取り扱う

## 2 貢献工程表の説明

項 目	作 業 内 容 等
(1)財産処分の事由発生～説明資料作成	財産処分書類の作成要領を参考に補足説明資料及び下水道接続説明資料を作成します。
(2)事前打合せ及び協議	下水道サイドとの接続協議、農業集落排水施設の財産処分について関係機関との事前打合せを行います。
(3)長野財務事務所協議	起債残高、農林水産省への申請内容等をまとめ繰上償還について協議を行います。（財政融資資金未償還元金含む。）
(4)長期利用財産処分申請～承認	事前打合せ及び協議が完了したら、財産処分書類の作成要領を参考に長期利用財産処分申請書を作成し、申請を行います。（「処分予定年月日」を下水道接続予定期として報告し、関東農政局が受理する。）
(5)都市計画の変更	農業集落排水エリアを下水道排水区域として位置付ける必要がある場合、都市計画及び都市計画事業の変更を行います。
(6)下水道事業計画の変更	下水道法に基づく全体計画の変更及び事業計画の変更（農集排区域の拡大）を行います。
(7)下水道への接続工事	各種手続きが完了したら、下水道への接続工事（管渠敷設・切換等）を行います。
(8)既設農業集落排水施設改修工事	下水道への接続（切換）工事が完了したら、利用を図る農業集落排水施設の改修工事を行います。
(9)財産処分・処分結果報告	利用を図る農業集落排水施設の改修工事が完了したら、財産処分を行いその結果を報告します。
(10)補助金相当額返還額の確定及び納付	補助金相当額返還額を確定し、納入告知書が発行されるので20日以内に返還額を納入します。
(11)起債繰上償還	国庫へ繰上償還を行います。

注 1) 財政融資金未償還額を含む繰上償還については一括償還が猶予される場合があるため、財政サイドとも十分に事前打合せを行ってください。

注 2) 農業集落排水施設の統合に伴う手続きとして、①財産処分の報告、②都市計画の変更、③下水道法事業計画及び都市計画法認可の順に事務処理を行う。  
(①～③が同日付けでも可)

## ■ 承認基準第10条による場合の記載例

国費分

別紙様式8号（第10条第1項関係）

※1 公印省略の場合には、市町村長名の下に「(公印省略)」と記載

※2 P34の該当事業名を記載

### 財産処分承認申請書

番 号  
(元号) ○年○月○日

長野県知事 ○○ ○○ 様

市町村長 氏 名<sup>※1</sup>

(元号) ○年度○○○事業<sup>※2</sup>補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条第3項の規定に基づき付された条件により付された間接補助条件に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第10条第1項の規定により、承認申請します。

なお、本申請の承認後、当該承認に係る処分内容と異なる財産処分を行おうとする場合、当該承認に付された条件を満たすことができなくなった場合又は当該財産処分を取りやめることにより間接補助目的に従った間接補助対象財産の使用を継続しようとする場合には、速やかに貴職にその旨を報告し、指示に従うこといたします。

記

別紙のとおり

県費分

別紙様式1号（第19条関係）

※1 公印省略の場合には、市町村長名の下に「(公印省略)」と記載

※2 P34の該当事業名を記載

### 承認申請書

番 号  
(元号) ○年○月○日

長野県知事 ○○ ○○ 様

市町村長 氏 名<sup>※1</sup>

(元号) ○年度 ○○○事業<sup>※2</sup>補助金により取得した財産について、補助金等交付規則（昭和34年3月23日規則第9号）第19条に基づき、下記のとおり処分したいので、補助金等交付規則第19条の規定に基づく知事等の承認について（平成20年12月17日20財第103号）に基づき、承認申請書を提出します。

記

別紙のとおり

## 別 紙

### 1 処分の理由及び今後の利用方法等

#### (1) 処分を行う理由

(注) 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、また既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること。

※「である体」と「ます体」の混用は行わない。原則「ます体」とする。以下同じ。

#### (2) 今後の利用方法(処分区画)

(注) 今後の利用方法等、具体的に記述すること。

##### (処分区画)

(例) 「承認基準」別表1(P53)に記載されている処分区画から記述すること。

目的外使用 「補助事業を中止する場合(道路拡張等により取り壊す場合以外の場合)」

### 2 処分の対象財産

※ 「■ 承認基準第11条(報告)による場合の記載例」(P24)参照

### 3 処分予定年月日

(元号) ○年○月○日

(注) 下水道への接続予定日とする。

### 4 その他参考資料

※「4-4 その他参考資料」(P32)を参照

別添1 位置図

別添2 処理場写真

別添3 財産管理台帳 等

⋮

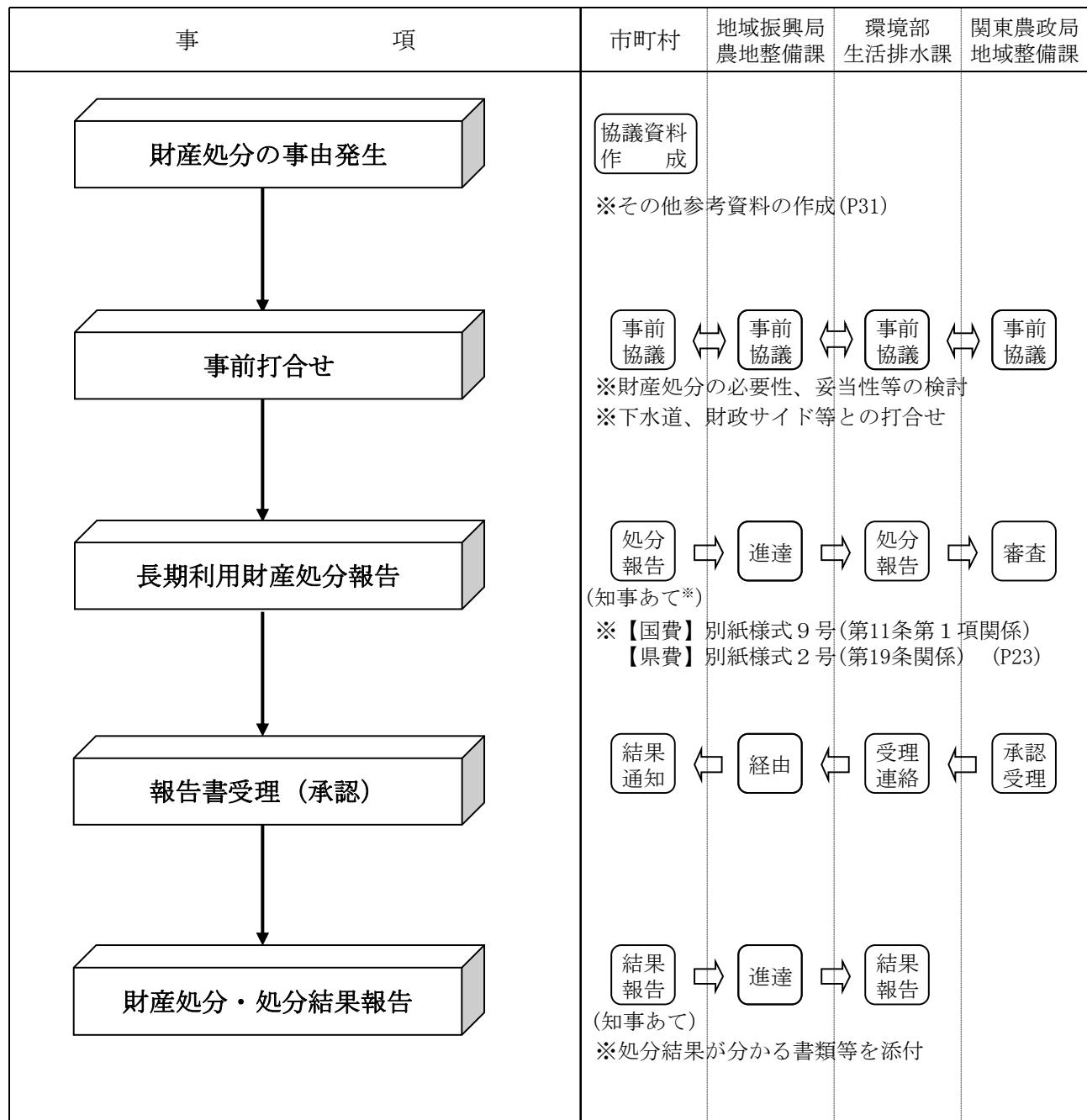
※添付する各資料の右肩に、添付した順で「別添○」と記載

## 4-2 承認基準第11条（報告）による場合

対象財産の処分については、必ず事前承認を要することから、処分事由が生じた時点で処分内容等を把握した上で、地域振興局及び生活排水課との打合せを行ってください。

長期利用財産処分報告後、関東農政局長が当該処分が合理的かつやむを得ないと判断された場合において、報告書の受理をもって、承認があつたものとみなされます。

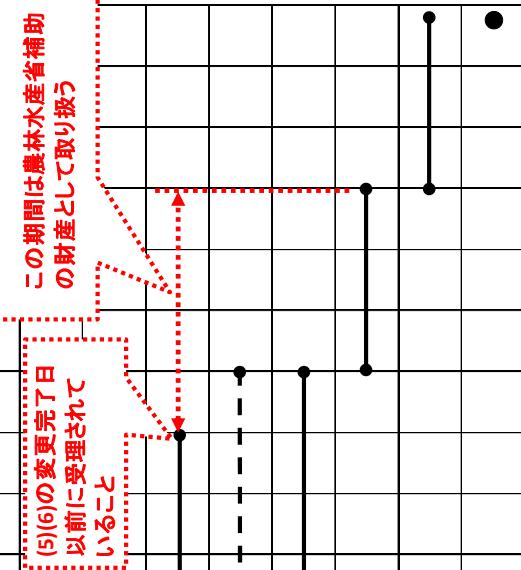
### ■ 目的外使用で収益がない場合、無償譲渡、無償貸付け及び市町村合併に伴うもので収益がない場合



## 1 承認基準第11条（報告）による場合の財産処分工程表

注) 本工程表は、事例に基づく標準的な工程を示したものである。

項目	前 年 度		財産処分 当該年度												翌 年 度		翌々 年 度			
	前期	中期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	前期	中期	後期	前期	中期	後期
(1) 財産処分の事由発生～説明資料作成	●																			
(2) 事前打合せ及び協議		●																		
(3) 長野財務事務所協議 (起債線上償還)			●																	
(4) 長期利用財産処分報告～報告書受理				●																
(5) 都市計画の変更 (都市計画・都市計画事業)					●															
(6) 下水道事業計画の変更 (全体計画・計画変更等)						●														
(7) 下水道への接続工事							●													
(8) 既設農業集落排水施設 改修工事								●												
(9) 財産処分・処分結果報告									●											



## 2 財産処分工程表の説明

項 目	作 業 内 容 等
(1) 財産処分の事由発生～説明資料作成	財産処分書類の作成要領を参考に補足説明資料及び下水道接続説明資料を作成します。
(2) 事前打合せ及び協議	下水道サイドとの接続協議、農業集落排水施設の財産処分について関係機関との事前打合せを行います。
(3) 長野財務事務所協議	起債残高、農林水産省への報告内容等をまとめ総上償還について協議を行います。（財政融資資金未償還元金含む。）
(4) 長期利用財産処分報告～報告書受理	事前打合せ及び協議が完了したら、財産処分書類の作成要領を参考に長期利用財産処分報告書を作成し、報告を行います。（「処分予定年月日」を下水道接続予定期として報告し、関東農政局が受理する。）
(5) 都市計画の変更	農業集落排水エリアを下水道排水区域として位置付ける必要がある場合、都市計画及び都市計画事業の変更を行います。
(6) 下水道事業計画の変更	下水道に基づく全体計画の変更及び事業計画の変更（農集排区域の拡大）を行います。
(7) 下水道への接続工事	各種手続きが完了したら、下水道への接続工事（管渠敷設・切換等）を行います。
(8) 既設農業集落排水施設改修工事	下水道への接続（切換）工事が完了したら、利用を図る農業集落排水施設の改修工事を行います。
(9) 財産処分・処分結果報告	利用を図る農業集落排水施設の改修工事が完了したら、財産処分を行いその結果を報告します。

注1) 利用の計画の内容により、必要な手続きがある場合は適宜スケジュールを追加します。

(例えば利用が防災施設の場合、地域防災計画の見直し等のスケジュールを工程表及び説明に追加します。)

注2) 財政融資資金未償還元金について一括償還が猶予される場合があるため、財政サイドとも十分に事前打合せを行なつてください。

注3) 農業集落排水施設の統合に伴う手続きとして、①財産処分の報告、②都市計画の変更、③下水道事業計画及び都市計画法認可の順に事務処理を行なう。  
((1)～(3)が同日付けでも可)

## ■ 承認基準第11条（報告）による場合の記載例

国費分

別紙様式9号（第11条第1項関係）

（補助対象財産の所有者が地方公共団体である場合）

※1 公印省略の場合には、市町村長名の下に「（公印省略）」と記載  
※2 P34 の該当事業名を記載

### 長期利用財産処分報告書

番 号  
(元号) ○年○月○日

長野県知事 ○○ ○○ 様

市町村長 氏 名<sup>※1</sup>

（元号）○年度 ○○○事業<sup>※2</sup>補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条第3項の規定に基づき付された条件により付された間接補助条件に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第11条第1項の規定により、報告いたします。

なお、本報告の受理後、当該報告に係る処分内容と異なる財産処分を行おうとする場合又は当該財産処分を取りやめることにより間接補助目的に従った間接補助対象財産の使用を継続しようとする場合には、速やかに貴職にその旨を報告し、指示に従うことといたします。

記

別紙のとおり

県費分

別紙様式2号（第19条関係）

※1 公印省略の場合には、市町村長名の下に「（公印省略）」と記載  
※2 P34 の該当事業名を記載

### 長期利用財産処分報告書

番 号  
(元号) ○年○月○日

長野県知事 ○○ ○○ 様

市町村長 氏 名<sup>※1</sup>

（元号）○年度 ○○○事業<sup>※2</sup>補助金により取得した財産について、補助金等交付規則（昭和34年3月23日規則第9号）第19条に基づき、下記のとおり処分したいので、補助金等交付規則第19条の規定に基づく知事等の承認について（平成20年12月17日20財第103号）に基づき、報告書を提出します。

記

別紙のとおり

## 別紙

### 1 処分の理由及び今後の利用方法等

#### (1) 処分を行う理由

(注) 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、また既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること。

※「である体」と「ます体」の混用は行わない。原則「ます体」とする。以下同じ。

#### (2) 今後の利用方法(処分区分)

(注) 今後の利用方法等、具体的に記述すること。

#### (処分区分)

(例)「承認基準」別表2(P61)に記載されている処分区分から記述すること。

目的外使用 「収益がない場合」

## 2 処分の対象財産

#### (1) 施設の概要

##### ①処理施設

財産の名称：農業集落排水施設 ○○○地区処理場（財産管理者：○○市）

間接補助事業名：○○○事業（※P34の該当事業名を記載）

所在地：○○市大字○○○○番地

型式：JARUS-○型（○○○○を組み合わせた方式）

##### ②処理施設用地

数量：A=○○○m<sup>2</sup> (○筆)

#### (2) 事業費、間接補助事業費、補助率

##### ・処理施設・用地

事業費：○○○,○○○,○○○円（うち処分対象財産分：○○○,○○○,○○○円）

（内訳）

処理施設：○○○,○○○,○○○円

用地補償費：○○,○○○,○○○円

測量試験費：○○,○○○,○○○円

工事雑費：○,○○○,○○○円

事業費の内訳を記載

※完了地区調書の事業費と整合させる

間接補助金額：○○○,○○○,○○○円（うち処分対象財産分：○○○,○○○,○○○円）

補助率：国庫補助率○%（※事業ごとの補助率はP35参照）

##### ・管路施設

※管路施設の財産処分が必要な場合には、「処理施設・用地」と同様に、処分対象財産にかかる事業費、内訳等を記載（ない場合は「・管路施設」を削除）

#### (3) 耐用年数(処分制限期間)、経過年数

別添○ 財産管理台帳のとおり

#### (4) 現況図面、写真等

別添○のとおり

### **3 当該補助対象財産に係る行政需要への対応状況等**

別添「行政需要対応状況届」(P27, 83)

### **4 処分予定年月日**

(元号) ○年○月○日

(注) 下水道への接続予定日とする。

### **5 その他参考資料**

※「4-4 その他参考資料」(P32)を参照

別添1 位置図

別添2 処理場写真

別添3 財産管理台帳 等

⋮

※添付する各資料の右肩に、添付した順で「別添○」と記載

## 行政需要対応状況届

### 1. 当該間接補助対象財産の最近3年間の利用状況

間接補助対象財産の名称	当初の利用計画	最近3年間の利用状況		
		○○年度	○○年度	○○年度
汚水処理施設	し尿及び雑排水処理 ○○○人 〔定住人口○○○人 流入人口○○○人〕	区域内 ○○○人 水洗化 ○○○人 利用実績率 ○○ %	区域内 ○○○人 水洗化 ○○○人 利用実績率 ○○ %	区域内 ○○○人 水洗化 ○○○人 利用実績率 ○○ %

※利用実績率=水洗化人口÷計画定住人口

### 2. 当該間接補助対象財産に係る利用者等の要望

※利用者等の要望等を記述すること。

### 3. 当該間接補助対象財産と同種の財産の整備状況

同種の財産の名称	所 在 地	取得年月日	備 考
○○浄化センター (下水道)	長野県○○市○○	○年○月○日	近接することから、今回の財産処分施設の管路を接続し、汚水を共同処理する。
○○地区処理場 (農業集落排水)	長野県○○市○○	○年○月○日	今回、財産処分を行い、近接する公共下水道へ管路を接続し、汚水を共同処理する。

### 4. 当該間接補助事業等に関連する他の補助事業等又は間接補助事業等の申請状況

(ア) 過去5年間の農林水産関係の補助事業等又は間接補助事業等の申請状況  
(申請中のものを含む。)

補助事業等又は間接補助事業等の名称	補助対象財産又は間接補助対象財産の名称	取得年月日	備 考

(注) 申請中の場合は、補助対象財産又は間接補助対象財産の名称及び取得年月日は、予定を記入すること。

(イ) 農林水産関係の補助事業等又は間接補助事業等の当面の申請予定  
(計画中のものすべてを記入。)

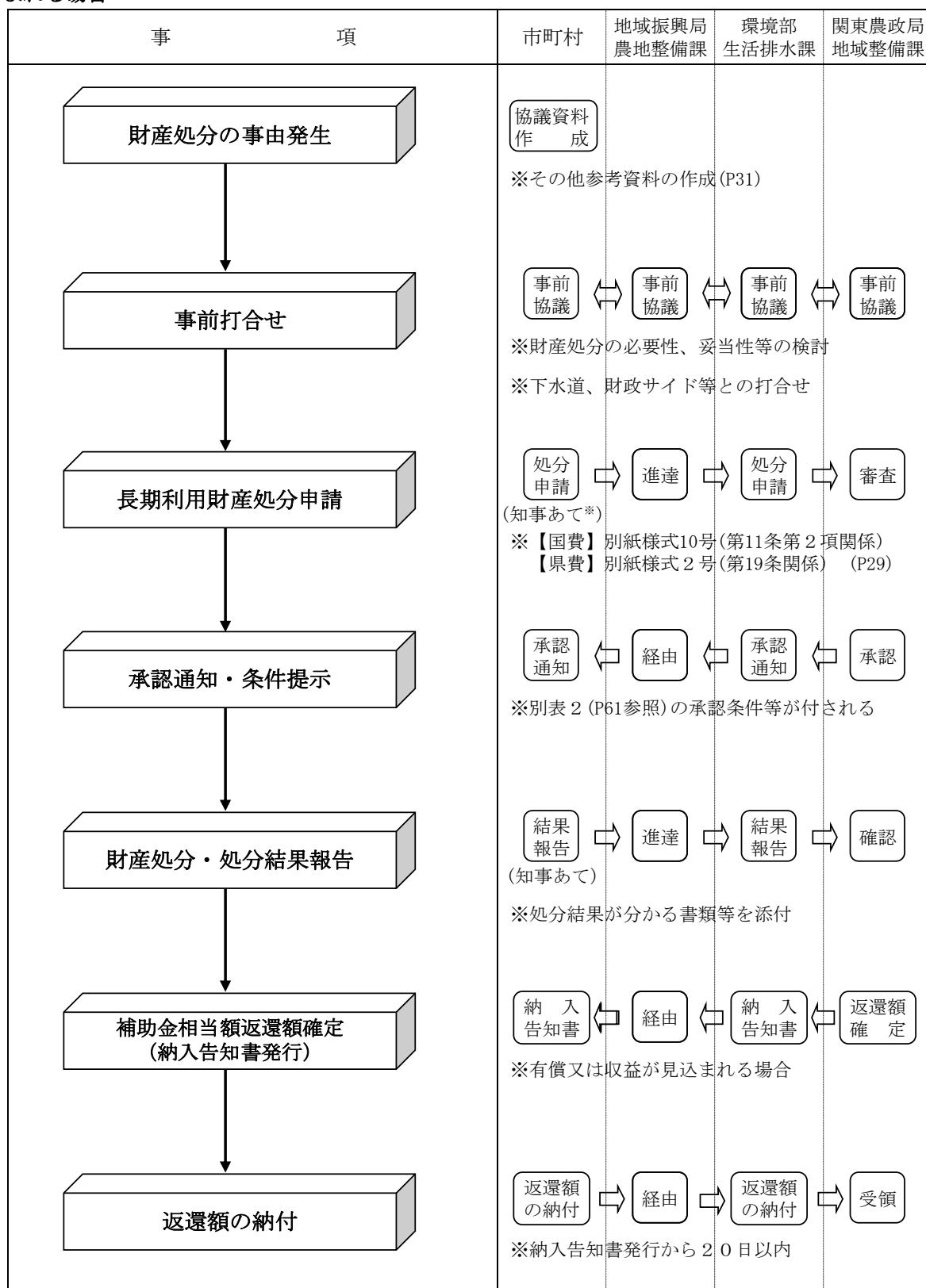
補助事業等又は間接補助事業等の名称	財産の名称	申請予定年度(予定額)	備 考

### 4-3 承認基準第11条（申請）による場合

対象財産の処分については、必ず事前承認を要することから、処分事由が生じた時点で処分内容等を把握した上で、地域振興局及び生活排水課との打合せを行ってください。

承認申請後、関東農政局長が当該処分が合理的かつやむを得ないと判断された場合において、必要に応じた条件（補助目的継承、補助金相当額の返還、処分結果報告）を付して承認されることとなります。

#### ■ 目的外使用で収益が見込まれる場合、有償譲渡、有償貸付け及び市町村合併に伴うもので収益が見込まれる場合



## 1 承認基準第11条（申請）による場合の財産処分工程表

注) 本工程表は、事例に基づく標準的な工程を示したものである。

項 目	前 年 度			當該年度												前 期			中 期	後 期	前 期	中 期	後 期	翌 年 度
	前 期	中 期	後 期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	前 期	中 期	後 期	前 期	中 期	後 期	翌 年 度		
(1) 財産処分の事由発生～説明資料作成																								
(2) (関係機関等)事前打合せ及び協議																								
(3) 長野財務事務所協議																								
(4) (起債総上償還)長期利用財産処分申請～承認																								
(5) 都市計画の変更 (都市計画・都市計画事業)																								
(6) 下水道事業計画の変更 (全体計画・事業計画等)																								
(7) 下水道への接続工事																								
(8) 既設農業集落排水施設 改修工事																								
(9) 財産処分・処分結果報告																								
(10) 補助金相当額返還額の確定及び納付																								
(11) 起債総上償還																								

## 2 貢献処分工程表の説明

項 目	作 業 内 容 等
(1) 財産処分の事由発生～説明資料作成	財産処分書類の作成要領を参考に補足説明資料及び下水道接続説明資料を作成します。
(2) 事前打合せ及び協議	下水道サイドとの接続協議、農業集落排水施設の財産処分について関係機関との事前打合せを行います。
(3) 長野財務事務所協議	起債残高、農林水産省への申請内容等をまとめ総上償還について協議を行います。（財政融資資金未償還元金含む。）
(4) 長期利用財産処分申請～承認	事前打合せ及び協議が完了したら、財産処分書類の作成要領を参考に長期利用財産処分申請書を作成し、申請を行います。（「処分予定年月日」を下水道接続予定日として報告し、関東農政局が受理する。）
(5) 都市計画の変更	農業集落排水エリアを下水道排水区域として位置付ける必要がある場合、都市計画及び都市計画事業の変更を行います。
(6) 下水道事業計画の変更	下水道法に基づく全体計画の変更及び事業計画の変更（農集排水区域の拡大）を行います。
(7) 下水道への接続工事	各種手続が完了したら、下水道への接続工事（管渠敷設・切換等）を行います。
(8) 既設農業集落排水施設改修工事	下水道への接続（切換）工事が完了したら、利用を図る農業集落排水施設の改修工事を行います。
(9) 財産処分・処分結果報告	利用を図る農業集落排水施設の改修工事が完了したら、財産処分を行いその結果を報告します。
(10) 補助金相当額返還額の確定及び納付	補助金相当額返還額を確定し、納入告知書が発行されるので20日以内に返還額を納入します。
(11) 起債総上償還	国庫へ繰上償還を行います。

注1) 財政融資資金未償還金を含む総上償還については一括償還が予定される場合は一括償還を行なつてください。

注2) 農業集落排水施設の統合に伴う手続きとして、①財産処分の報告、②都市計画の変更、③下水道法事務処理を行なう。  
(①～③が同日付けでも可)

## ■ 承認基準第11条（申請）による場合の記載例

国費分

別紙様式10号（第11条第2項関係）

（補助対象財産の所有者が地方公共団体である場合）

- ※1 公印省略の場合には、市町村長名の下に「(公印省略)」と記載
- ※2 P34の該当事業名を記載

### 長期利用財産処分承認申請書

番 号

（元号）〇年〇月〇日

長野県知事 〇〇 〇〇 様

市町村長 氏 名<sup>※1</sup>

（元号）〇年度 〇〇〇事業<sup>※2</sup>補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条第3項の規定に基づき付された条件により付された間接補助条件に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第11条第2項の規定により、承認申請します。

なお、本申請の承認後、当該承認に係る処分内容と異なる財産処分を行おうとする場合、当該承認に付された条件を満たすことができなくなった場合又は当該財産処分を取りやめることにより間接補助目的に従った間接補助対象財産の使用を継続しようとする場合には、速やかに貴職にその旨を報告し、指示に従うことといたします。

記

別紙のとおり

県費分

別紙様式2号（第19条関係）

- ※1 公印省略の場合には、市町村長名の下に「(公印省略)」と記載
- ※2 P34の該当事業名を記載

### 承認申請書

番 号

（元号）〇年〇月〇日

長野県知事 〇〇 〇〇 様

市町村長 氏 名<sup>※1</sup>

（元号）〇年度 〇〇〇事業<sup>※2</sup>補助金により取得した財産について、補助金等交付規則（昭和34年3月23日規則第9号）第19条に基づき、下記のとおり処分したいので、補助金等交付規則第19条の規定に基づく知事等の承認について（平成20年12月17日20財第103号）に基づき、承認申請書を提出します。

記

別紙のとおり

## 別紙

### 1 処分の理由及び今後の利用方法等

#### (1) 処分を行う理由

(注) 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、また既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること。

※「である体」と「ます体」の混用は行わない。原則「ます体」とする。以下同じ。

#### (2) 今後の利用方法(処分区画)

(注) 今後の利用方法等、具体的に記述すること。

##### (処分区画)

(例) 「承認基準」別表2(P61)に記載されている処分区画から記述すること。  
目的外使用 「収益が見込まれる場合」

### 2 処分の対象財産

※ 「■ 承認基準第11条(報告)による場合の記載例」(P23)参照

### 3 当該補助対象財産に係る行政需要への対応状況等

別添「行政需要対応状況届」(P88)

### 4 処分予定年月日

(元号) ○年○月○日

(注) 下水道への接続予定日とする。

### 5 その他参考資料

※「4-4 その他参考資料」(P31)を参照

別添1 位置図

別添2 処理場写真

別添3 財産管理台帳 等

⋮

※添付する各資料の右肩に、添付した順で「別添○」と記載

## 4-4 その他参考資料

### ■ 参考資料の作成例

#### 1 位置図

- ・位置図は、1/25, 000～1/50, 000の地図を利用し、地区名、処理場の位置、処理区域及び長野県内位置図を記載する。
- ・接続する下水道についても記載し、位置関係が分かるようにする。

## 2 処理場現況写真

- ・処理場については、全景写真（4方向から撮影）を添付する。
- ・処理施設の主要部分（各室内、水槽内、主要機器等）についても撮影する。
- ・平面図の縮図を利用して、撮影位置・方向が分かるように整理する。  
また、平面図には建築床面積を記載する。

## 3 財産管理台帳

- ・処分財産ごとに、処分財産調書、処分方法、補助金等返還額の一覧表を整理し、作成する。

財産管理台帳														【年月日時点】		
事業名	県名	地区名	事業実施主体	名称	形状寸法	数量	単価	取得金額	検収または取得年月日	処分制限期間	処分制限年月日	処分の状況			備考	
												処分の種類	処分年月日	補助金返還額		
農業集落排水事業	長野県	〇〇地区	〇〇市	処理水槽	鉄筋コンクリート造	1式	円	円		18年				円	円	〇年経過
				建屋	鉄筋コンクリート造	1棟				38年						〇年経過
				機械設備		1式				5年						〇年経過撤去
				電気設備		1式				15年						〇年経過一部撤去
				管路施設	硬質塩化ビニール管 Φ150～300mm L=〇.〇〇m					18年						〇年経過
				土地		〇.〇〇〇㎡				永年						〇年経過
				計												国費率50% 県費率〇 〇%

国費分：補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第13条第1号から3号までの財産、要綱第〇

県費分：補助金等交付規則第19条第1号から2号までの財産

(注)1 既存の財産管理台帳の備考欄に経過年数や国費率を追記してください。

2 また、撤去する施設については備考欄に記載してください。

3 検収または取得年月日の欄への記入内容は、完成年度で記載してください。

4 類似の台帳がある場合にはそれらをもって代えることができます。

#### 4 残存価格算定表

・残存価格算定表により処分財産ごと、取得年月日ごとに財産管理台帳を参考に作成する。

なお、本表の作成は補助金返還を伴う場合（承認基準第10条、第11条第2項）に適用するものとする。

**残存価格算定表**

事業名		地区名	
財産名		取得価格	
耐用年数		取得年月日	
償却率		経過年数	
償還方法	定率法		
定率法による計算 $\text{残存価格} = \text{取得価格} - (\text{取得価格} \times \text{償却率} \times \text{経過年数})$			
年度			
国庫補助金相当額	残存価格 × 補助率	円 × 50% =	円
県費相当額	残存価格 × 補助率	円 × 15% =	円
(注)償却率については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」第四条別表第七による。			計 円

## 【参考】

### ■ 農業集落排水施設の処分制限期間

(1) 建物（鉄筋コンクリート造）、その他のもの 38年※1

(種類) 建物 - (構造又は用途) 鉄筋鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造 - (細目) その他のもの

(2) 処理水槽（鉄筋コンクリート造） 18年※2

(種類) 構築物

(3) 電気設備（照明設備を含む）、その他のもの 15年※1

(種類) 建物附属設備 - (構造又は用途) 電気設備（照明設備含む。） - (細目) その他のもの

(4) 機械設備（機械及び装置）、ポンプ施設を含む 5年※2

(種類) 機械及び装置

(5) 管路施設 18年※2

(種類) 構築物

※1 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)(以降、省令)の第一条第一項  
(所得税法施行令第六条第一号に掲げる資産)に基づく別表第一による耐用年数

※2 省令の第二条第一項に基づく別表第五による耐用年数

### ■ 減価償却資産の償却率表（関係分）

耐用年数	平成24年4月1日 以後取得			平成19年4月1日から 平成24年3月31日までに取得			平成19年 4月1日 以後取得	平成19年3月31日 以前取得		
	定率法			定率法				定額法 償却率	旧定額法 償却率	
	償却率	改定償却率	保証率	償却率	改定償却率	保証率		償却率	償却率	
5	0.400	0.500	0.10800	0.500	1.000	0.06249	0.200	0.200	0.369	
15	0.133	0.143	0.04565	0.167	0.200	0.03217	0.067	0.066	0.142	
18	0.111	0.112	0.03884	0.139	0.143	0.02757	0.056	0.055	0.120	
38	0.053	0.056	0.01882	0.066	0.067	0.01393	0.027	0.027	0.059	

※平成10年4月1日以後に取得した建物の償却方法は、旧定額法（平成19年4月1日以後取得の建物は定額法）のみとなっている。

## ■ 農業集落排水関係事業負担割合

事業名	H4まで	H5	H6	H10	H11	H14
農業集落排水事業	50/15/35		50/10/40		50/7.5/42.5	
農業集落排水緊急整備事業（処理場）	—	50/15/35		50/10/40		50/7.5/42.5
農業集落排水緊急整備事業（管路）	—	0/15/85		0/10/90		0/7.5/92.5
過疎代行農業集落排水事業（県：1）	—	—		50/25/25		
過疎代行農業集落排水事業（県：2）	—	—	—	—	—	0/16.6/33.4
過疎代行農業集落排水事業（団）	—	—	50/10/40		50/7.5/42.5	
小規模農業集落排水事業	—	—	0/10/90		0/7.5/92.5 (H14完)	
農村総合整備モデル事業		50/10/40 (H8完)				
農村基盤総合整備事業	50/15/35		50/10/40 (H9完)			

事業名	H15	H16	H17	H21～
農業集落排水事業	50/7.5/42.5		50/0/50	
農業集落排水緊急整備事業（処理場）	50/7.5/42.5	50/3.75/46.25 (継続のみH17完)		
農業集落排水緊急整備事業（管路）	0/7.5/92.5	0/3.75/96.25 (継続のみH17完)		
過疎代行農業集落排水事業（県：1）		50/25/25 (H16完)		
過疎代行農業集落排水事業（県：2）		0/16.6/33.4 (H16完)		
過疎代行農業集落排水事業（団）	50/7.5/42.5	50/0/50 (H16完)		
むらづくり交付金	—		50/0/50	
汚水処理施設整備交付金	—	—	—	50/0/50

事業名	H22	H23	H24	H25～
農山漁村地域整備交付金(農業集落排水事業)	50/0/50	—	50/0/50	
地域自主戦略交付金(農業集落排水事業)	—	50/0/50		

※H15新規採択地区からは県費0となっている。

※負担割合の表記：国費／県費／市町村等

## **5 財産管理台帳**

- ・実績報告時に提出した財産管理台帳のコピーを添付する。  
※国へ報告した台帳（県費が含まれていないもの）

## **6 処理場利用計画**

- ・廃止となる処理場の利用計画に関する説明資料を添付する。（写真を含む。）  
※「5-2 利用計画平面図（事例）」（P41）を参照

## **7 財産処分スケジュール**

- ・財産処分工程表、工程表の説明、関係機関との調整スケジュールを記述する。  
※「財産処分工程表」（P18, 22, 28）を参照

## **8 完了地区調書**

- ・完了地区調書を添付する。

## ■ 下水道等接続説明資料の作成例

### **1 接続検討書**

別添「下水道接続説明資料」（P36～39）

### **2 計画概要表**

事業実施要綱に基づく様式

### **3 計画一般平面図（できる限りA4又はA3版）**

農業集落排水区域のほか下水道との位置関係、接続箇所が明示されている図面

### **4 農業集落排水整備計画図**

事業実施要綱に基づく様式

### **5 その他説明資料**

様式任意（ただし、A4を基本とする）

# 下水道接続説明資料

都道府県名	
市町村名	
地区名	

年 月

# 接続検討書

## 1 事業概要

都道府県名		市町村名			
地区名	地区	採択年度	昭和 年度	完了年度	平成 年度
計画人口	人	計画戸数	戸		
総事業費	千円	H までの 事業費	千円	進捗率	%
下水道の種類 (○で囲む)		①流域 ②単独公共 ③単獨特環 ④関連公共 ⑤関連特環 ①の場合→流域名： ④、⑤の場合、関連先は→ ・流域 (流域名： 公共)			
下水道処理対象人口	人	下水道への 接続時期	年 月予定		

## 2 経済性

### (1) 農集排単独で実施することとしていたときの経済性 (都道府県構想時の経済性)

※当初、単独で実施することとしていたときの経済性に関する考え方を記入する。

別紙計算様式（様式1）添付(P39)（建設費及び維持管理費で検討）

### (2) 接続に関する現時点の経済性

※接続後の経済性に関する考え方等を記入する。

別紙計算様式（様式1）添付(P39)（建設費及び維持管理費で検討）

## 3 接続理由書

### (1) 接続が効率的となった背景、状況変化

※接続が効率的となった背景、状況変化（農集排の状況、下水道の状況、社会的状況変化等）等、以下について記述するとともに、それまでの経緯を時系列的に記述する。

1) 下水道整備構想の背景、状況変化

2) 農業集落排水の状況

3) 下水道の状況

4) 現時点で農集排を下水道に接続することが効率的となった背景、状況変化

## 4 関係部局等との調整状況

### (1) 下水道部局等の関連機関及び接続に係る関係者との調整経緯

※下水道部局等の関連機関及び接続に係る関係者との調整経緯について時系列的に整理する。

### (2) 今後の調整スケジュール

※接続に関する調整スケジュールについて記述する。

### (3) 下水道部局等の関連機関及び接続に係る関係者の見解

※当該地区の接続に関して下水道部局等及び受益者の見解について記述する。

- ・下水道部局

- 受入処理場の余裕量、統合する農業集落排水の既設管渠の状態 など

- ・道路部局

- 接続管路埋設のための事前協議 など

- ・その他関連する機関との必要事項

- ・受入処理場に係る自治会等

- 農業集落排水統合に伴う汚水の受入れ可否 など

### (4) 事業推進スケジュール

※スケジュールには農集排、下水道の施設整備のほか、下水道法第4条の事業計画の変更等、接続に当たって必要な手続きのスケジュールを記述する。

(縦に項目、横に年度の表とし、バーチャート等で表現：様式2添付(P39))

## 農業集落排水施設と下水道との接続検討資料(経済性)

### 1. 現況施設を継続利用する場合

項目	費用(千円/年)	備考
①-1処理場改築費（躯体工事）	○, ○○○	建設費○○, ○○○千円÷耐用年数○年
①-2処理場改築費（機械設備）	○○○	建設費○○, ○○○千円÷耐用年数○年
②維持管理費	○, ○○○	○年度実績
③年間費用(①+②)	○, ○○○	

### 2. 下水道接続した場合の費用

項目	費用(千円/年)	備考
④接続管路建設費	○, ○○○	建設費○○, ○○○千円÷耐用年数○年
⑤接続中継ポンプ施設費	○, ○○○	建設費○○, ○○○千円÷耐用年数○年
⑥下水道処理場改築工事費	○	
⑦下水道処理場維持管理費	○, ○○○	取扱量の増加に伴う費用
⑧年間費用(④+⑤+⑥+⑦)	○, ○○○	

削減額：継続利用③ - 下水道接続⑧ = ○, ○○○ (千円/年)

※1 建設費は、事業計画事業費または実態に見合った費用を用いること。

※2 耐用年数は、標準耐用年数、実績どちらを用いてもよいが、接続前、接続後の同一区分については同一年数とする。

※3 標準耐用年数は、「農業集落排水施設におけるストックマネジメントを実践するための機能診断調査要領(案)(平成24年3月31日)を参考とする。

(様式2)

### ■ 事業推進スケジュール

都道府県名： 市町村名： 地区名：

区分	事業名	処理区名	項目	H 年度	備考								
農集 排施 設			事業期間										
			下水道法認可										
			接続予定										
			供用開始										
接続 先下 水道			全体計画策定										
			事業認可										
			事業期間										

※1 「事業名」は、集排水、流域下水道、公共下水道、特環下水道を記入し、関連下水道の場合は○○関連と付記。

※2 認可、策定等、時期を記入する項目は当初を○で記入し、追加、変更等は○で記入。

※3 事業期間は、←→で該当期間を記入。

## 第5章 財産処分した農業集落排水施設の利用計画について

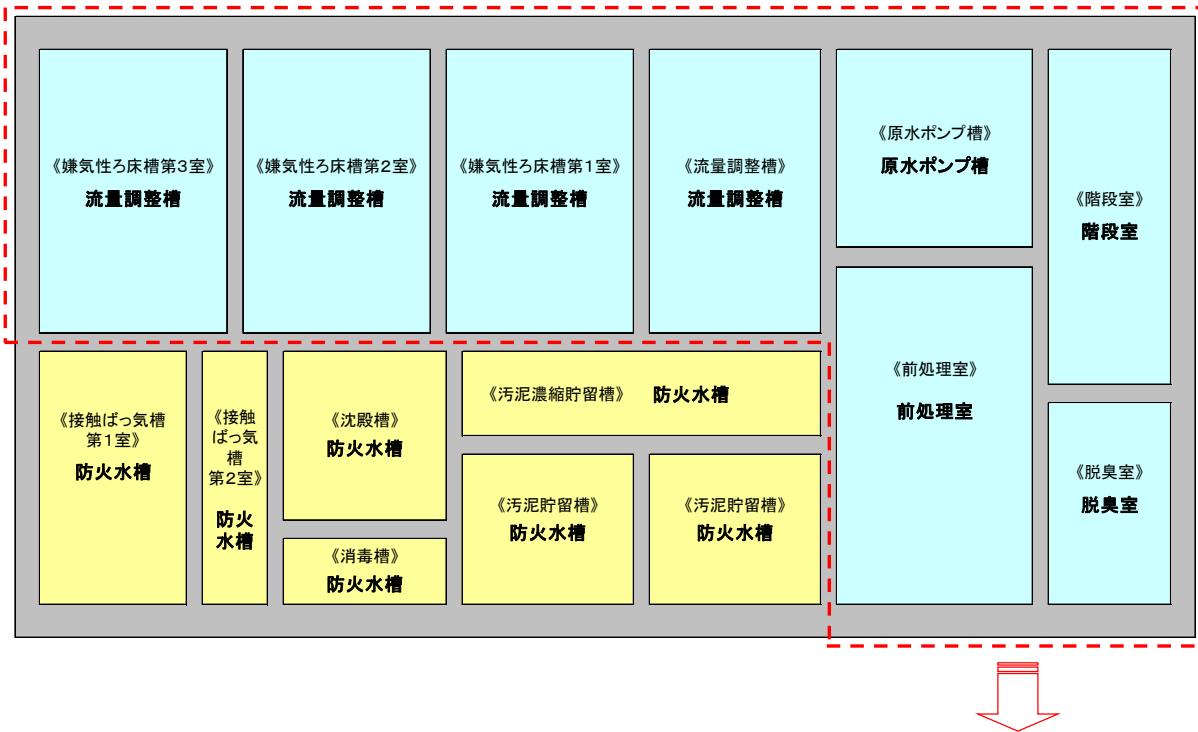
### 5－1 施設利用の具体的な事例

現 状		利 用 方 法
処理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物</li> <li>・処理水槽</li> <li>・機械設備</li> <li>・電気設備</li> <li>・（用地）</li> </ul>	<p>① 地域資源情報施設（歴史的文化財の学習室、保管室、展示室、研究室等）（祭事道具等の保管展示）</p> <p>② 防災関連施設（防災備蓄倉庫、防火水槽等）</p> <p>③ 汚水処理施設関連施設（中継ポンプ場等）</p> <p>④ 活動拠点施設（農用地利用改善組合） (区民交流センター) (ふるさと納税返礼品倉庫・集荷所)</p> <p>⑤ 営農関連施設（防除用水槽）（有害鳥獣対策資材置場） (野菜保管庫、有害獣の解体施設) (農業資機材倉庫)</p>
管路施設	・管 渠	① 汚水処理関連施設（引き続き下水道等管路施設として活用）
ポンプ施設	・中継ポンプ等	① 汚水処理関連施設（引き続き下水道等中継ポンプ施設として活用）

## 5-2 利用計画平面図（事例）

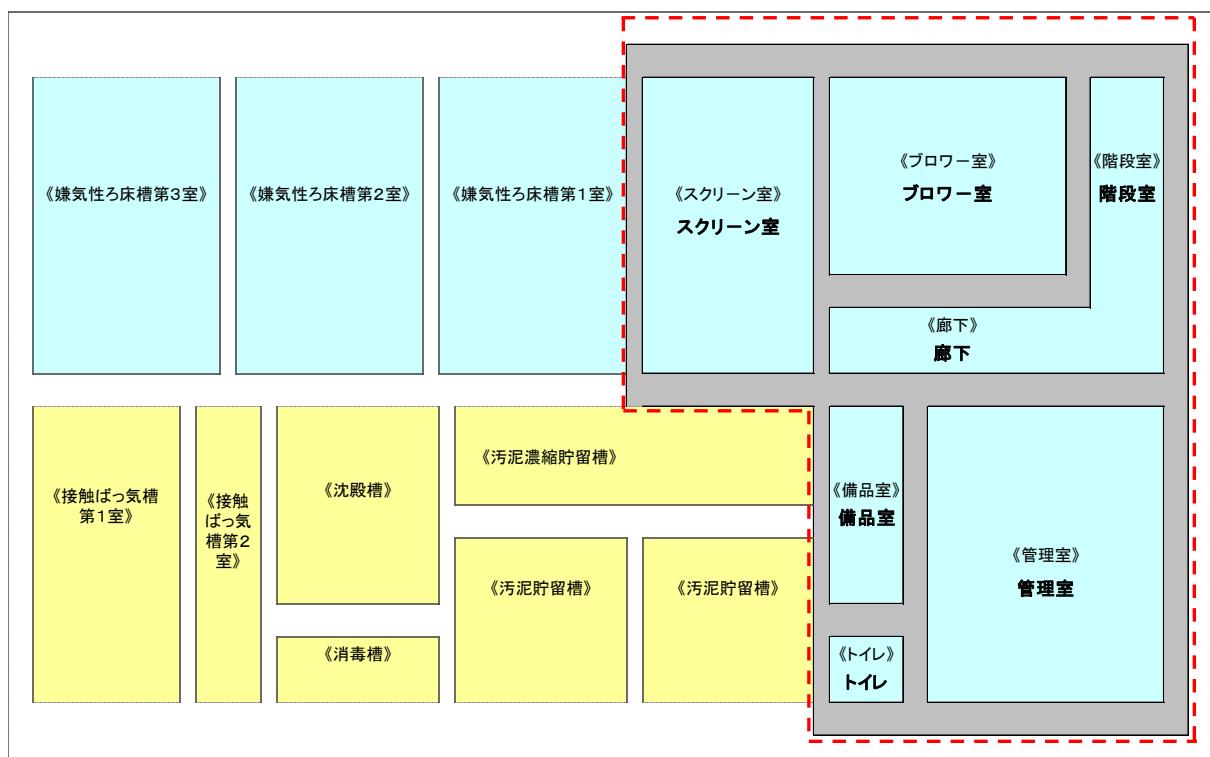
《A地区処理施設利用計画平面図 JARUS-Ⅲ型(1系列)》

〈地階〉



公共下水道中継ポンプ施設として利用

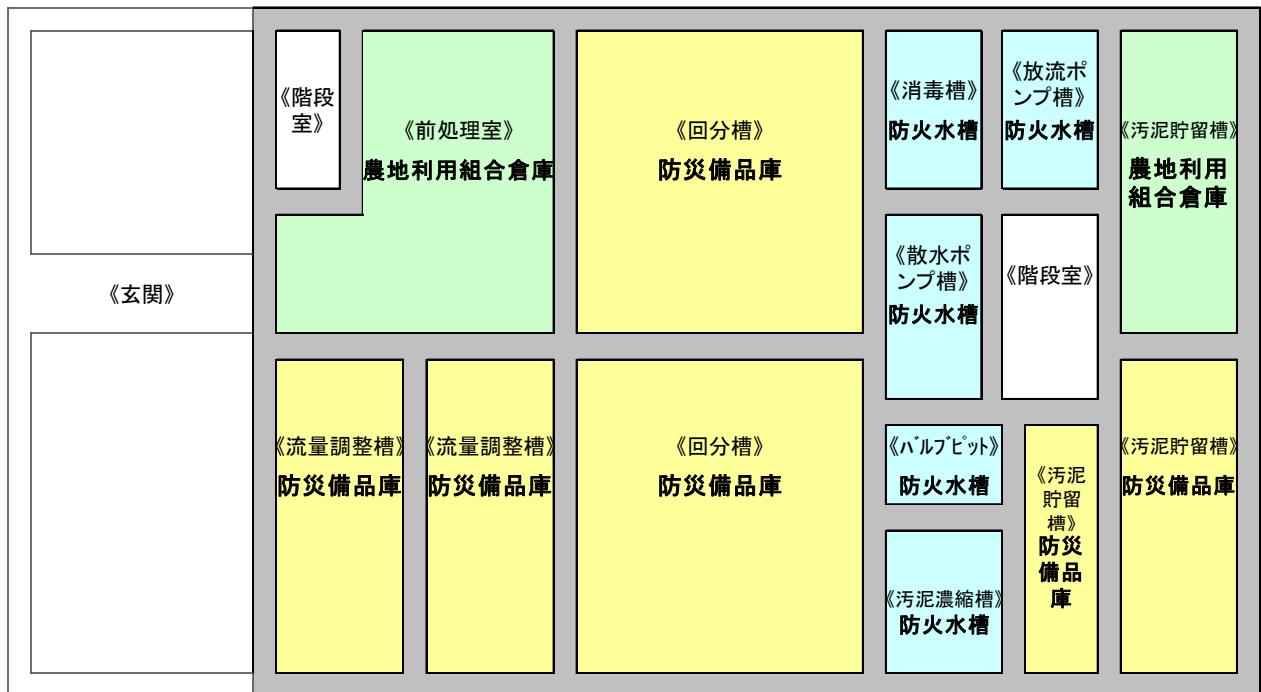
〈1階〉



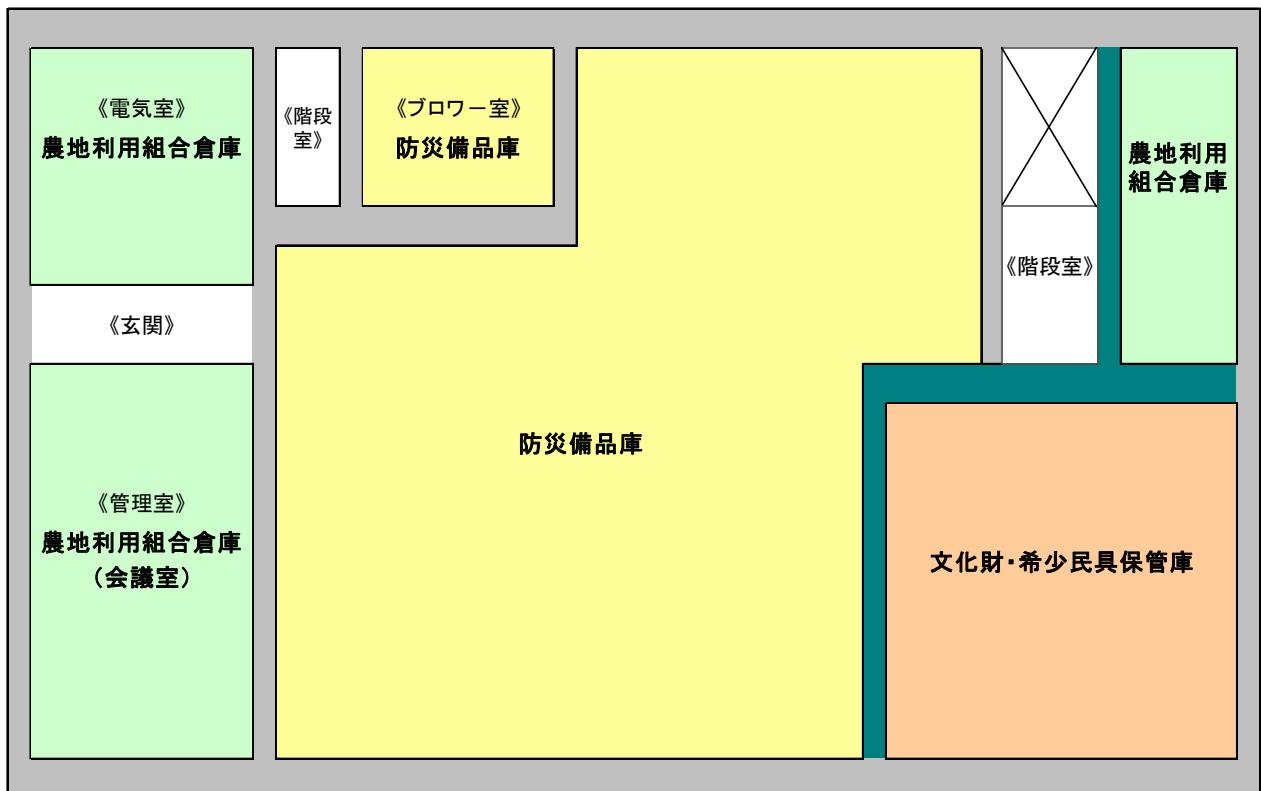
※《 》書は、農業集落排水施設使用時

公共下水道中継ポンプ施設として利用

《B地区処理施設利用計画平面図 JARUS-X I型(回分槽2槽)》  
〈地階〉



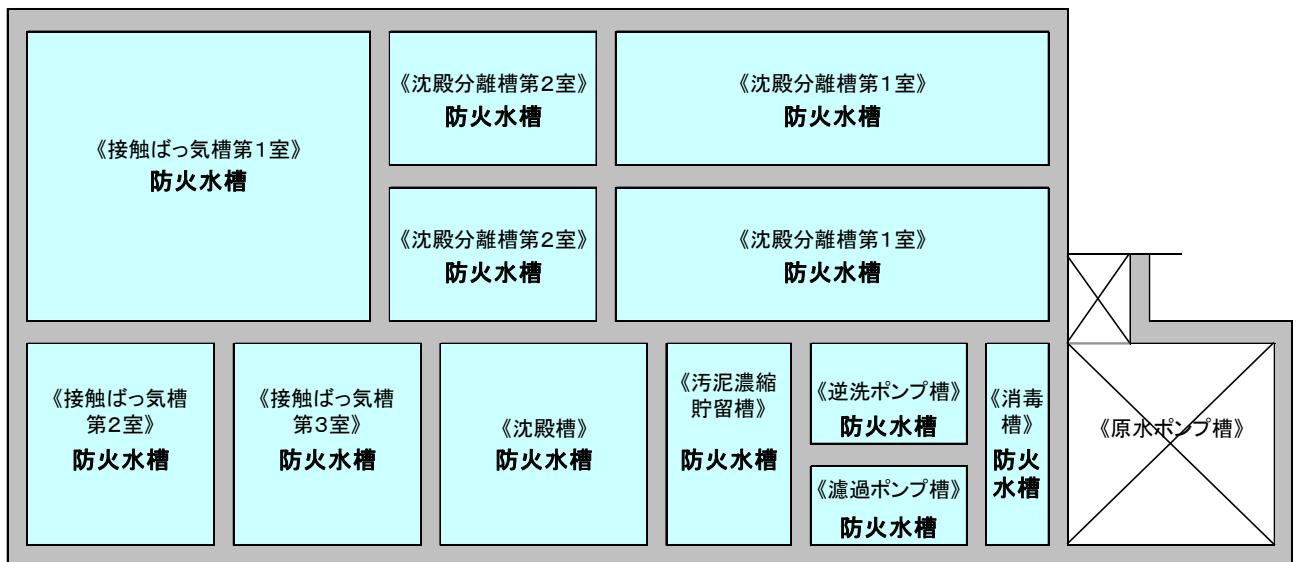
〈1階〉



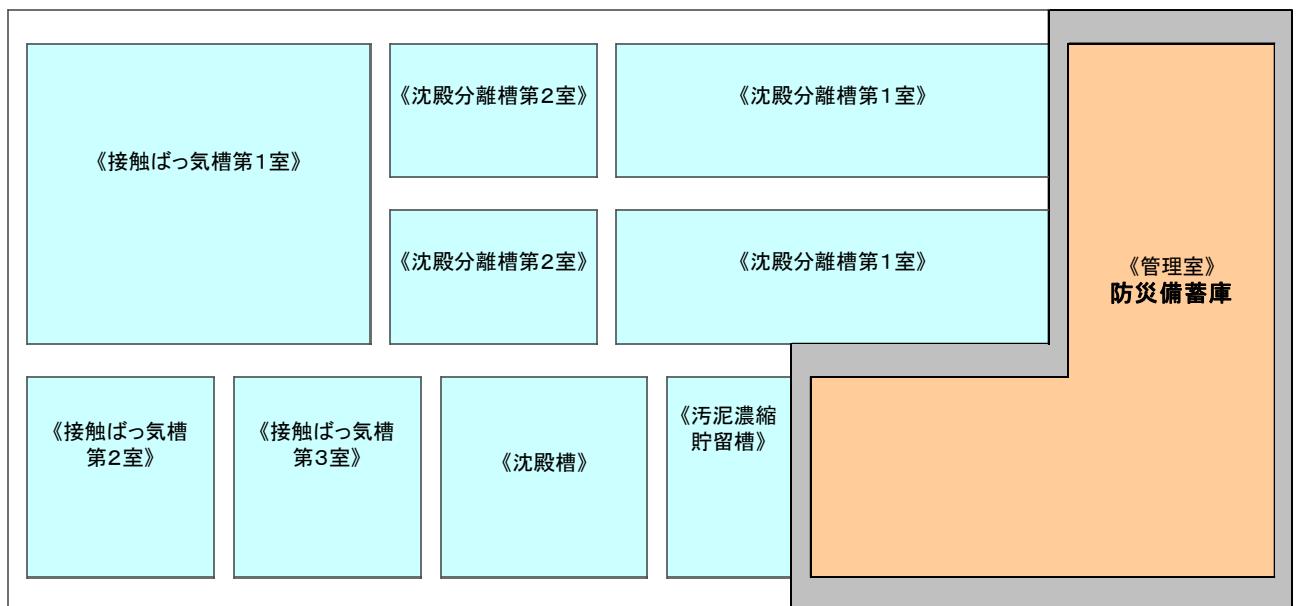
※《 》書は、農業集落排水施設使用時

## 《 C地区処理施設利用計画平面図 JARUS—I型 》

### 〈地階〉



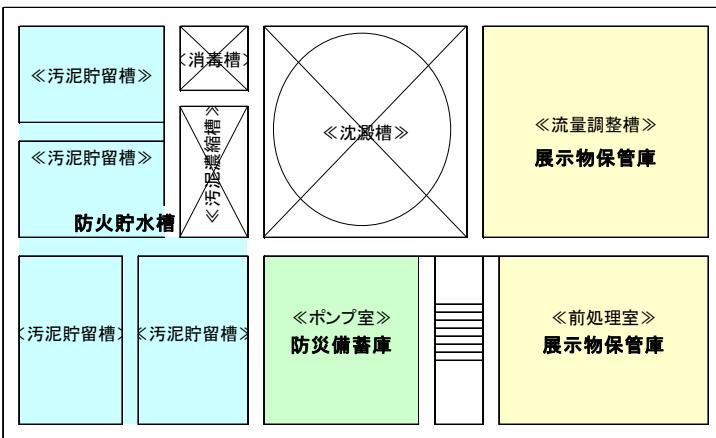
### 〈1階〉



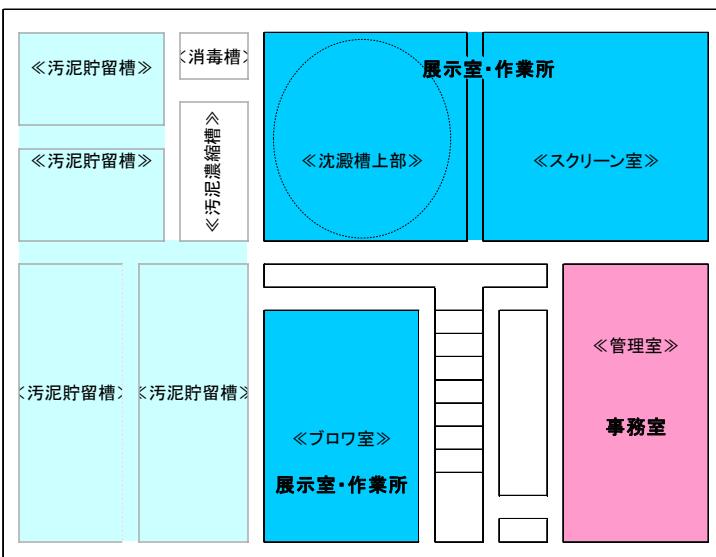
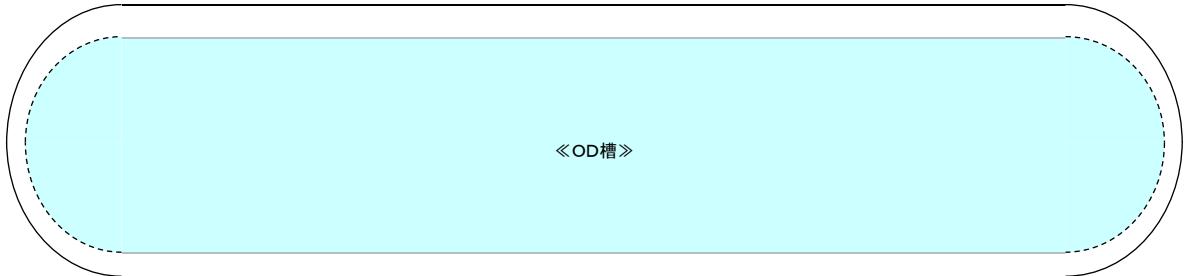
※《 》書は、農業集落排水施設使用時

## 《 D地区処理施設利用計画平面図 OD 》

〈地階〉



〈1階〉



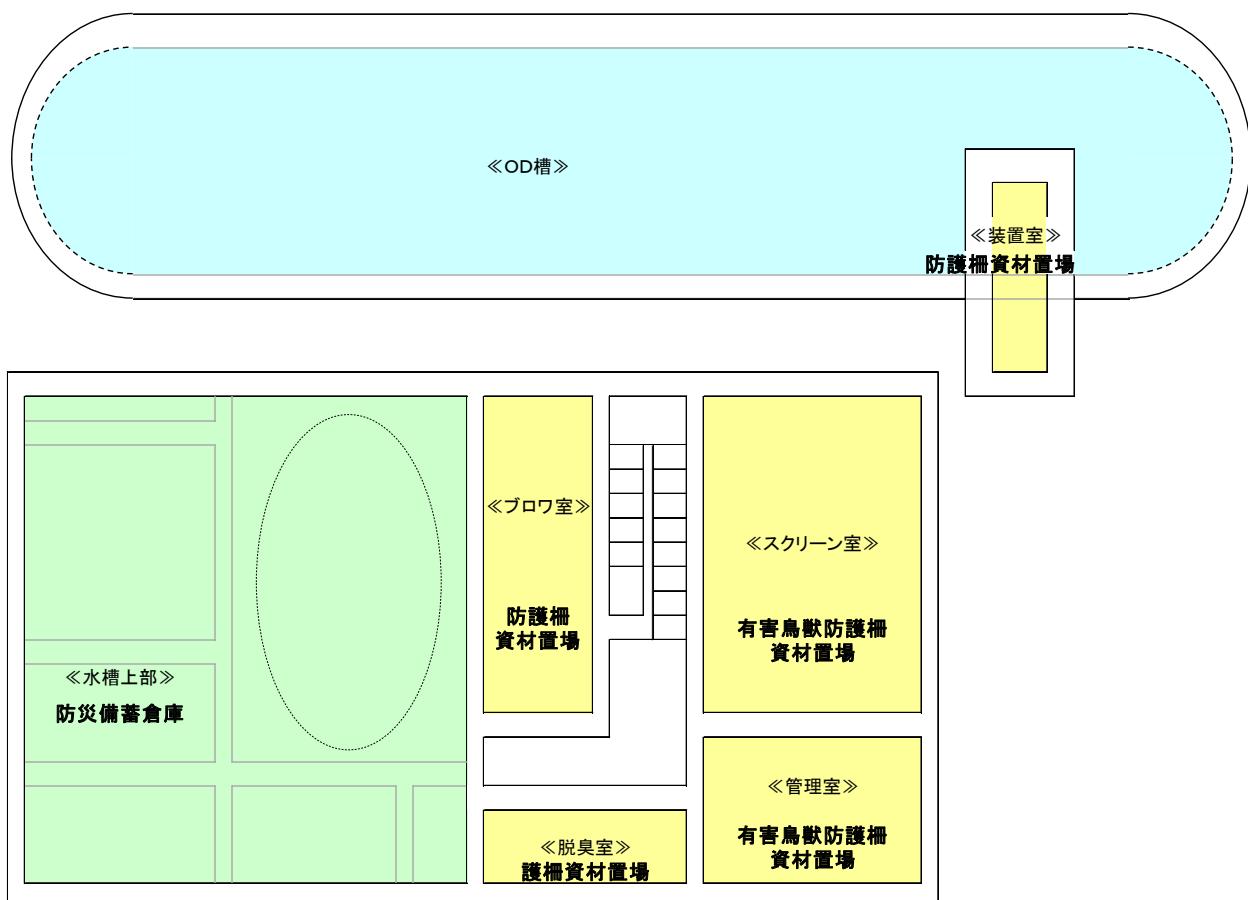
※《 》書は、農業集落排水施設使用時

## 《 E地区処理施設利用計画平面図 OD 》

〈地階〉



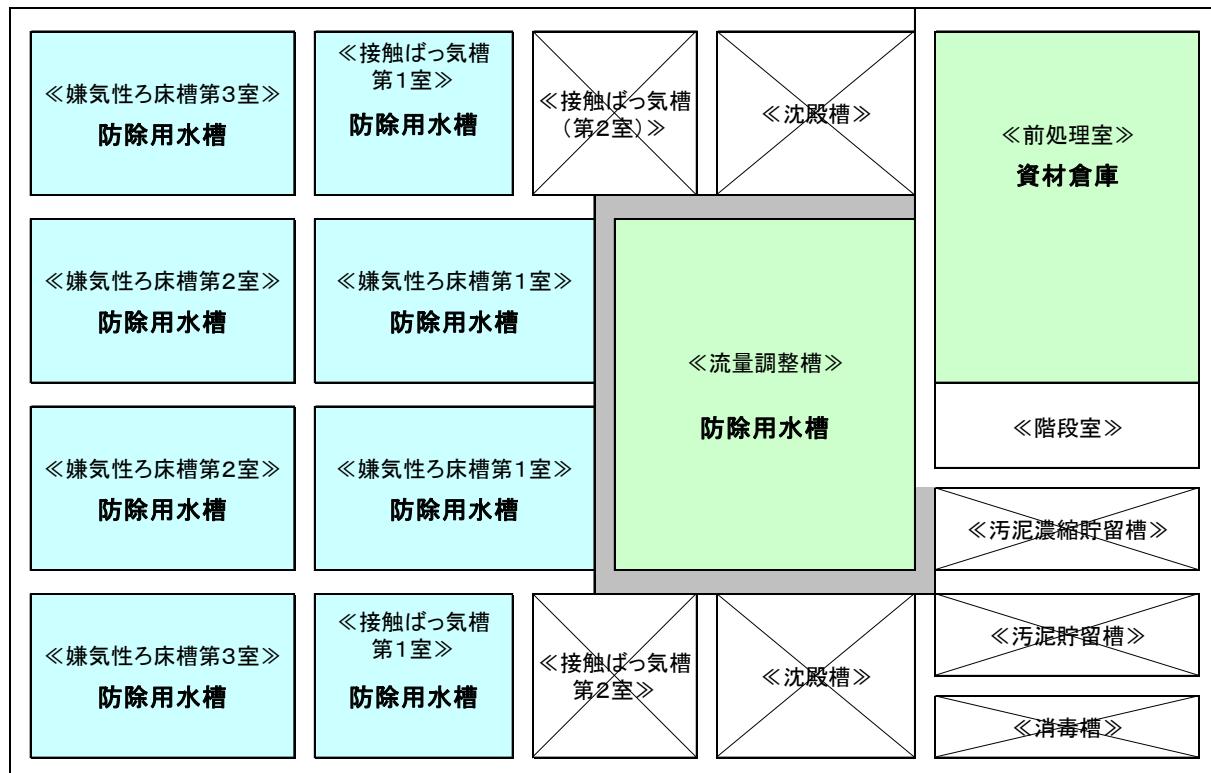
〈1階〉



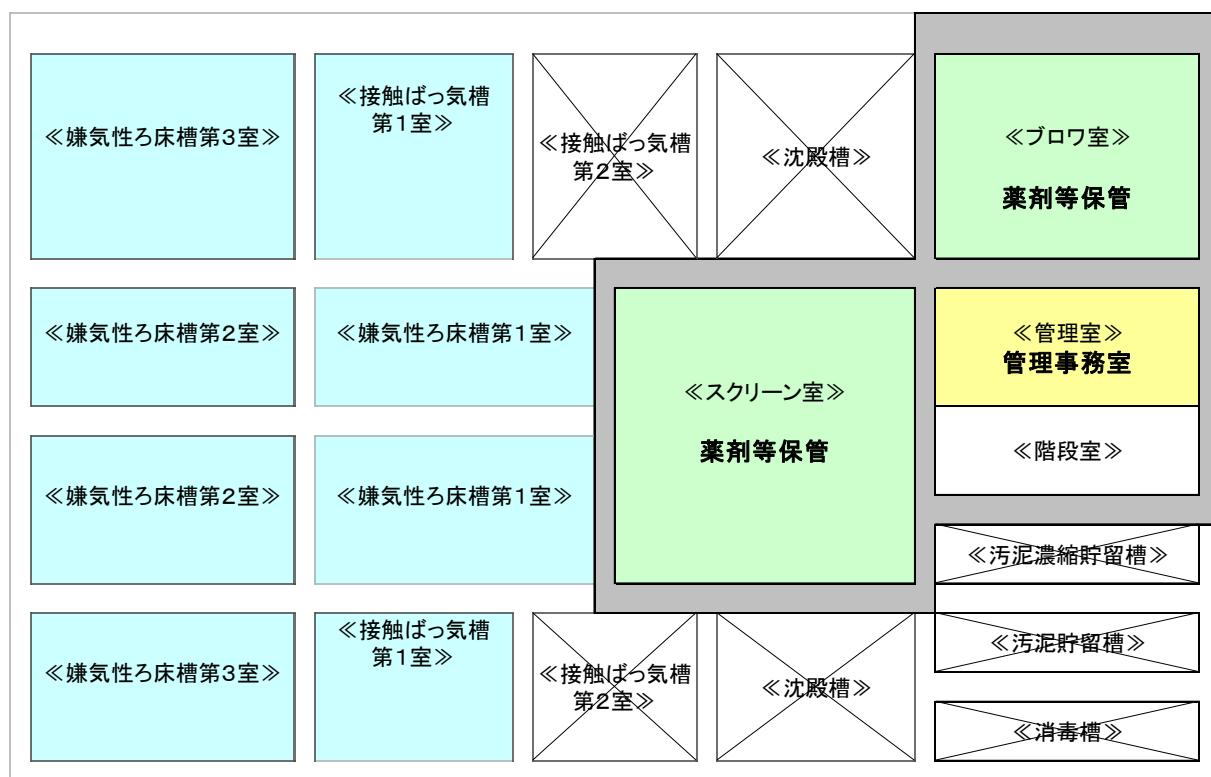
※《 》書は、農業集落排水施設使用時

## 《F地区処理施設利用計画平面図 JARUS-Ⅲ型(2系列)》

### 〈地階〉



### 〈1階〉



※《 》書は、農業集落排水施設使用時